

# DIAM国内株式パッシブ・ファンド

追加型投信／国内／株式（インデックス型）

- この目論見書により行う「DIAM国内株式パッシブ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年1月14日に関東財務局長に提出しており、2026年1月15日にその効力が生じております。
- 「DIAM国内株式パッシブ・ファンド」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

## アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

### ■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	34
第3【ファンドの経理状況】	41
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	92
第三部【委託会社等の情報】	94
第1【委託会社等の概況】	94
約款	141

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

D I A M国内株式パッシブ・ファンド

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

お申込日の基準価額<sup>※</sup>とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

### (5) 【申込手数料】

ありません。

#### (6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

#### (7) 【申込期間】

継続申込期間：2026年1月15日から2026年7月14日まで

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### (9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとしします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとしします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後2時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### ○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

#### ◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

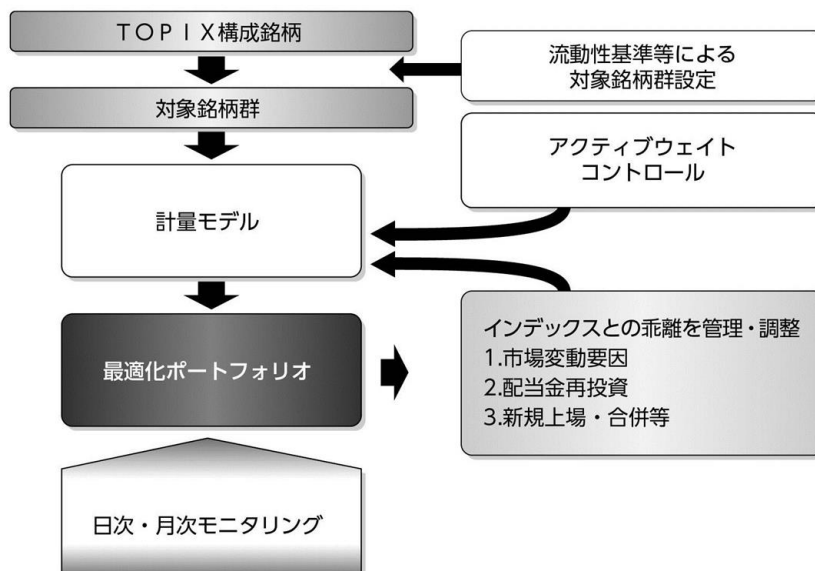
- ①当ファンドは、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②当ファンドの信託金の限度額は、5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

**1** 主に「国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド」に投資を行い、「東証株価指数(TOPIX) (配当込み)」の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

**2** 流動性基準等により投資対象銘柄群を設定し、インデックス(東証株価指数(TOPIX) (配当込み))とポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。

※組入比率の調整には、先物等を利用することがあります。



**3** 原則として、マザーファンドの組入比率は高位を維持します。

### ■ 分配方針

年1回の決算時(毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

#### 指数の著作権等

- ①東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
- ②JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（TOPIX）にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ③JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証株価指数（TOPIX）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信  追加型投信	国内  海外  内外	株式  債券  不動産投信  その他資産 ( )  資産複合	インデックス型    特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回  年4回	グローバル ( )  日本		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)  年12回 (毎月)  日々	北米  欧州  アジア  オセアニア	ファミリー ファンド	TOPIX
不動産投信  その他資産 (投資信託証券 (株式))	その他 ( )	中南米  アフリカ  中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 ( )
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

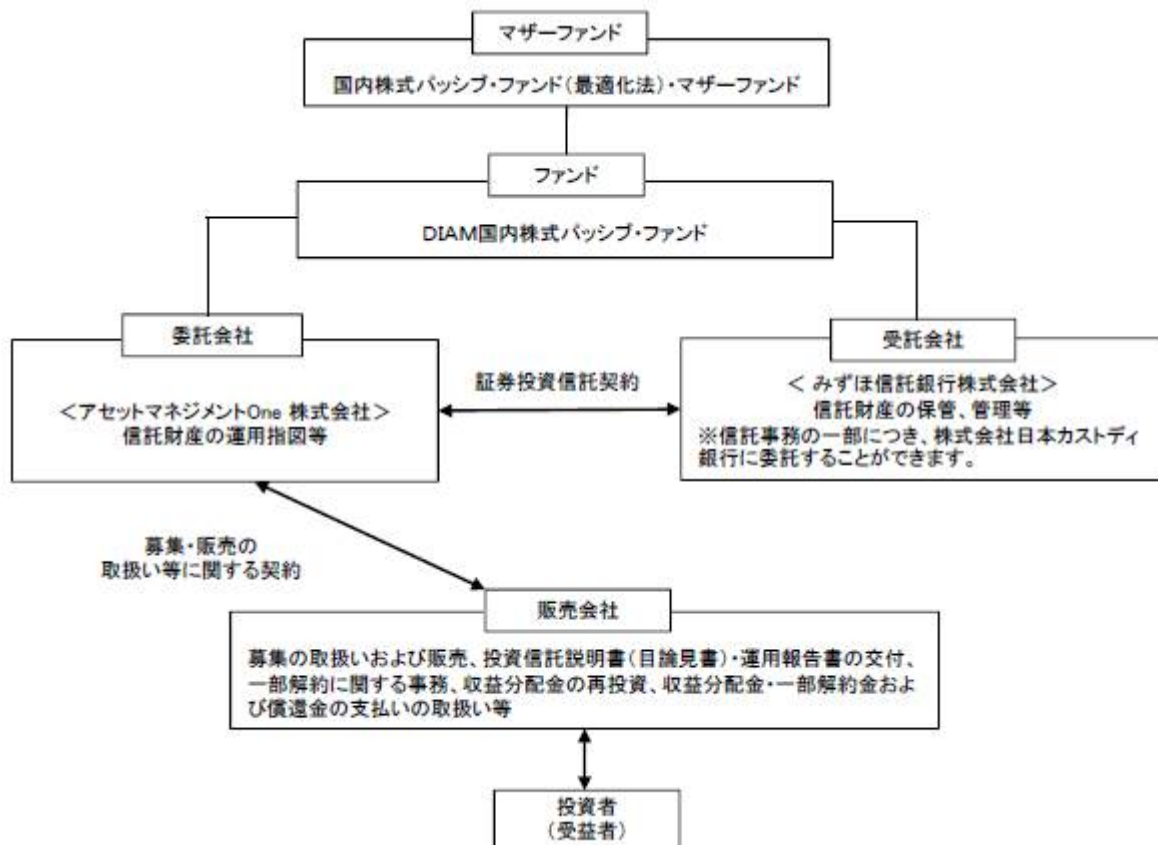
その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 (注) 商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産(投資信託証券(株式))に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。  
上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ  
(<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2009年1月30日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
- 2021年1月13日 信託報酬率(税抜)を「年率0.45%」から「年率0.25%」に引き下げ

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

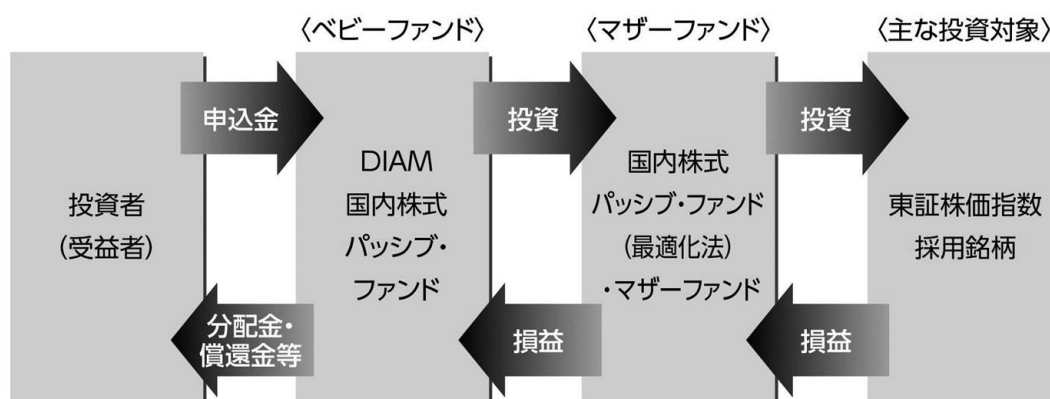
委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年10月31日現在）

委託会社の沿革

- 1985年7月1日 会社設立
- 1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
- 1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社

と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

## 大株主の状況

(2025年10月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### <基本方針>

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### <投資対象>

この投資信託は、「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

#### <投資態度>

- ①主として「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券に投資し、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ②原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持します。
- ③ただし、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

## (2) 【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

### ②有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された国内株式パッシング・ファンド（最適化法）・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～12.の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）

15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
  18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  23. 外国の者に対する権利で22.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

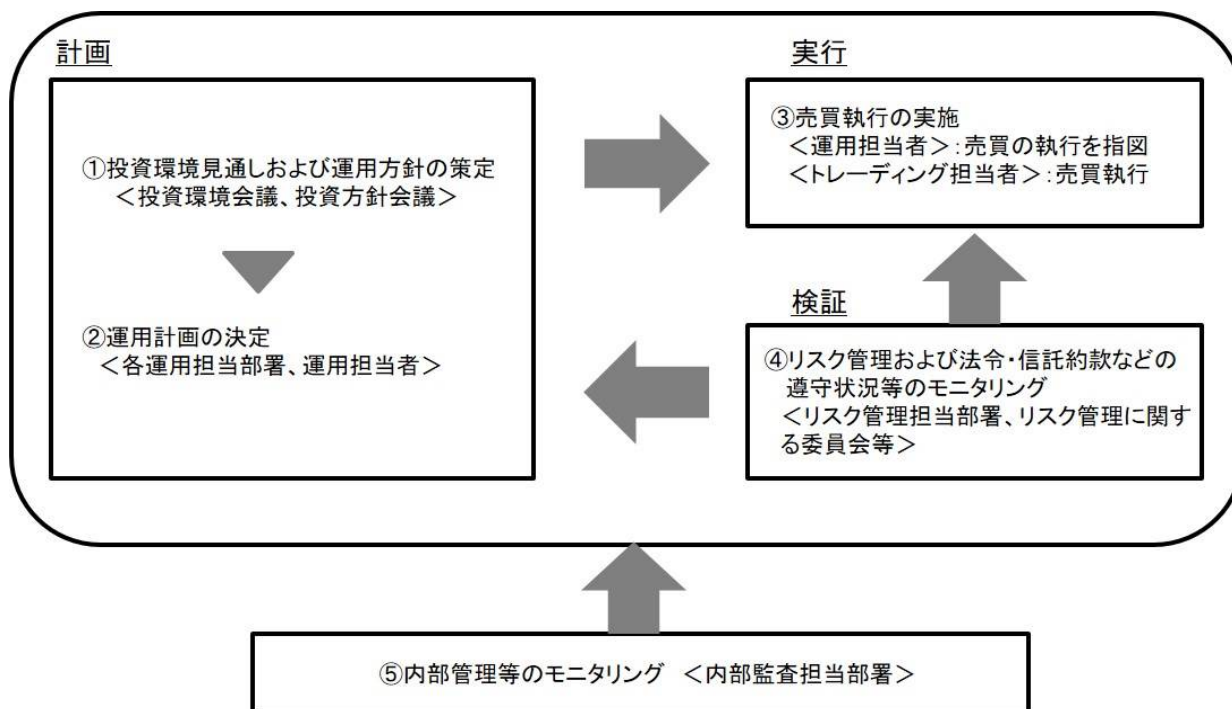
ファンド名	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。
投資態度	1. 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。 2. 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。

	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</li> <li>4. 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。</li> <li>5. 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。</li> </ol>
<p>主な投資制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>2. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</li> <li>3. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</li> <li>4. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ol>

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

### (3) 【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



#### ① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

#### ② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

#### ③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ④ モニタリング

運用担当部署から独立したリスク管理担当部署（人数20～40人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

#### ⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数5～15人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

#### (4) 【分配方針】

##### ①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月12日。休業日の場合は翌営業日。）に、以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### ②収益の分配方式

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、監査報酬および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 3) 上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

### ③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法 (3) 投資制限）
- 2) 株式への実質投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法 (3) 投資制限）
- 3) 外貨建資産への投資は行ないません。（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法 (3) 投資制限）
- 4) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法 (3) 投資制限）
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」 2. 運用方法 (3) 投資制限）
- 6) 投資する株式等の範囲（約款第19条）
  - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずるものとして市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

7) 信用取引の指図範囲（約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4. 売出しにより取得する株券
  - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

8) 先物取引等の運用指図（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9) スワップ取引の運用指図（約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの

限りではありません。

- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
  - d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) 金利先渡取引の運用指図（約款第23条）
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  - b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  - d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第23条の2）
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 12) 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第24条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)～2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
    - 1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - 2) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - b. 上記a. 1)～2)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 13) 資金の借入れ（約款第30条）
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入れ額は借入指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以

内における当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

14) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

### 3【投資リスク】

#### <基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

#### (1) 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。当ファンドは実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

#### (2) 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

○当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

○当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス構成全銘柄を組入れない場合があること、資金流出入から組入株式の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

○当ファンドは、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情がある場合、当初定められていた信託期間の途中で信託を終了（繰上償還）する場合があります。

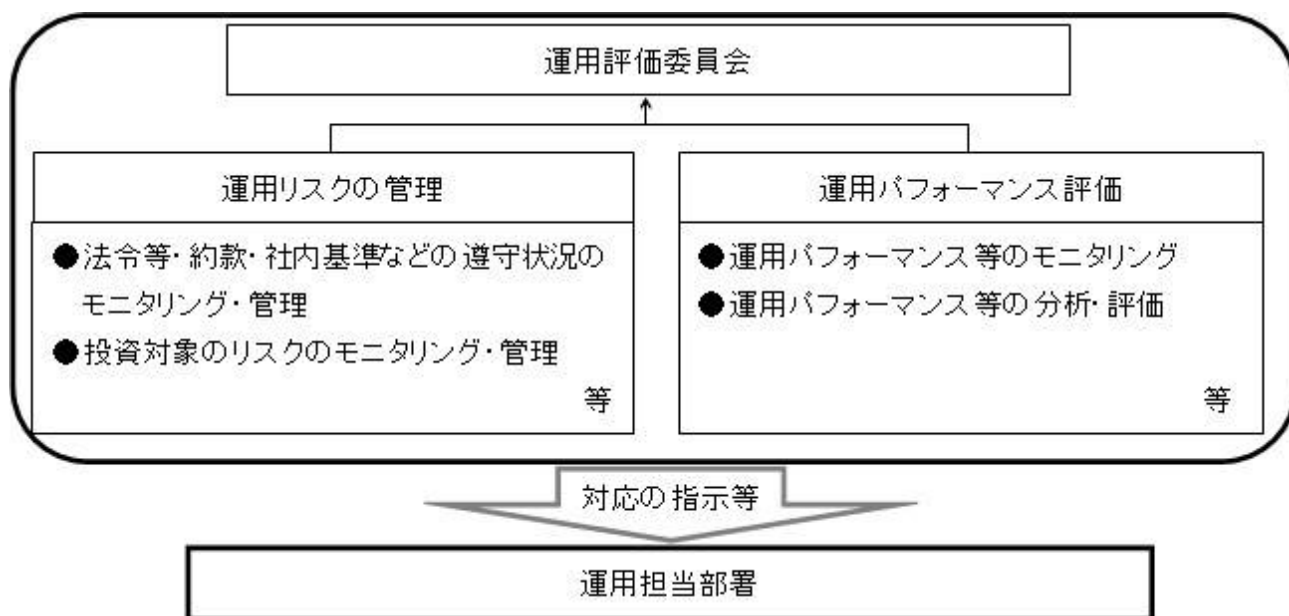
○注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に株式等の値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

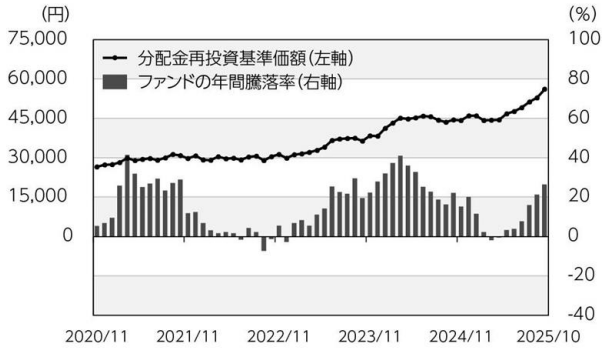


- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

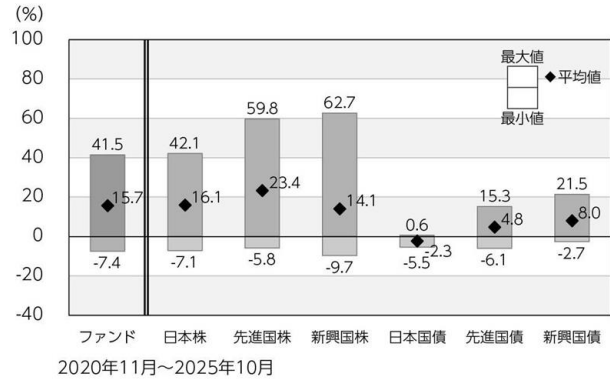
※リスク管理体制は2025年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## <参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

ありません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

以下により計算される①と②の合計額とします。

①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.275%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.20%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.02%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に55%（税抜50%）未満の率\*を乗じて得た額

\*2026年1月15日現在は、品貸料の49.5%（税抜45%）以内になります。委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1：1の割合となります。

品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取ります。

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

##### (4) 【その他の手数料等】

###### 1. 信託財産留保額

ありません。

###### 2. その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）およ

び毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## (5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

### ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### ③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### ◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

##### <個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

##### <収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

…（参考情報）ファンドの総経費率…

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.28%	0.27%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年10月16日~2025年10月14日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

2025年10月31日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	28,775,859,031	99.99
内 日本	28,775,859,031	99.99
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	2,577,051	0.01
純資産総額	28,778,436,082	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド (最適化法) ・マザーファンド

2025年10月31日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	750,500,218,330	97.84
内 日本	750,500,218,330	97.84
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	16,540,194,397	2.16
純資産総額	767,040,412,727	100.00

その他資産の投資状況

2025年10月31日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 (買建)	16,503,300,000	2.15
内 日本	16,503,300,000	2.15

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法) ・マザー ファンド	親投資 信託受 益証券	4,725,798,399	5.7275 27,067,386,214	6.0891 28,775,859,031	— —	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	8,429,800	2,809.05 23,679,733,435	3,138.00 26,452,712,400	— —	3.45
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	5,470,200	2,777.45 15,193,249,123	4,332.00 23,696,906,400	— —	3.09
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	10,018,500	1,906.25 19,097,820,652	2,330.00 23,343,105,000	— —	3.04
4	日立製作所 日本	株式 電気機器	4,075,300	4,055.15 16,525,958,712	5,318.00 21,672,445,400	— —	2.83
5	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	784,500	9,526.25 7,473,350,342	27,065.00 21,232,492,500	— —	2.77
6	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	3,431,100	3,748.07 12,860,026,397	4,163.00 14,283,669,300	— —	1.86
7	三菱重工業 日本	株式 機械	3,000,800	2,424.51 7,275,496,977	4,653.00 13,962,722,400	— —	1.82
8	任天堂 日本	株式 その他製品	1,001,200	10,891.43 10,904,502,003	13,045.00 13,060,654,000	— —	1.70
9	三菱商事 日本	株式 卸売業	3,344,800	2,622.36 8,771,278,506	3,712.00 12,415,897,600	— —	1.62
10	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	499,700	8,493.40 4,244,155,307	23,135.00 11,560,559,500	— —	1.51
11	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	335,600	25,249.11 8,473,602,469	34,180.00 11,470,808,000	— —	1.50
12	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	2,214,700	4,176.11 9,248,847,924	5,149.00 11,403,490,300	— —	1.49
13	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	1,127,800	6,735.88 7,596,729,777	8,931.00 10,072,381,800	— —	1.31
14	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	1,205,600	10,480.66 12,635,493,119	7,708.00 9,292,764,800	— —	1.21
15	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	1,605,600	5,153.18 8,273,947,929	5,782.00 9,283,579,200	— —	1.21
16	三井物産 日本	株式 卸売業	2,412,300	2,866.43 6,914,704,531	3,802.00 9,171,564,600	— —	1.20
17	キーエンス 日本	株式 電気機器	158,600	62,808.39 9,961,411,784	57,370.00 9,098,882,000	— —	1.19
18	HOYA 日本	株式	305,200	18,670.77	25,085.00	—	1.00

		日本	精密機器		5,698,319,456	7,655,942,000	—	
19	三菱電機	日本	株式 電気機器	1,754,400	2,592.66 4,548,572,268	4,317.00 7,573,744,800	—	0.99
20	NTT	日本	株式 情報・通 信業	43,668,300	147.48 6,440,294,164	158.40 6,917,058,720	—	0.90
21	信越化学工業	日本	株式 化学	1,412,500	4,682.67 6,614,277,467	4,655.00 6,575,187,500	—	0.86
22	ファーストリテイリング	日本	株式 小売業	113,200	48,591.83 5,500,596,277	56,660.00 6,413,912,000	—	0.84
23	富士通	日本	株式 電気機器	1,473,800	3,013.26 4,440,942,835	4,031.00 5,940,887,800	—	0.77
24	日本電気	日本	株式 電気機器	1,051,700	3,148.29 3,311,060,387	5,618.00 5,908,450,600	—	0.77
25	武田薬品工業	日本	株式 医薬品	1,415,200	4,147.99 5,870,248,258	4,153.00 5,877,325,600	—	0.77
26	ソフトバンク	日本	株式 情報・通 信業	25,569,300	201.68 5,157,017,033	218.70 5,592,005,910	—	0.73
27	KDDI	日本	株式 情報・通 信業	2,235,100	2,444.76 5,464,302,040	2,461.50 5,501,698,650	—	0.72
28	本田技研工業	日本	株式 輸送用機 器	3,444,100	1,437.24 4,950,028,340	1,560.00 5,372,796,000	—	0.70
29	第一三共	日本	株式 医薬品	1,460,300	3,800.29 5,549,566,189	3,669.00 5,357,840,700	—	0.70
30	村田製作所	日本	株式 電気機器	1,513,300	2,527.79 3,825,305,952	3,392.00 5,133,113,600	—	0.67

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
株式	97.84
合計	97.84

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2025年10月31日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	18.84
銀行業		9.06
情報・通信業		8.20
卸売業		7.07
輸送用機器		6.66
機械		6.24
化学		4.40
小売業		4.30
サービス業		3.47
医薬品		3.39

保険業	2.94
その他製品	2.81
食料品	2.74
建設業	2.23
陸運業	2.14
精密機器	1.99
不動産業	1.78
非鉄金属	1.63
電気・ガス業	1.31
その他金融業	1.06
証券、商品先物取引業	0.91
鉄鋼	0.75
ゴム製品	0.62
ガラス・土石製品	0.62
海運業	0.53
金属製品	0.45
石油・石炭製品	0.43
繊維製品	0.33
鉱業	0.32
空運業	0.29
倉庫・運輸関連業	0.13
パルプ・紙	0.13
水産・農林業	0.07
合計	97.84

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年10月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0712月	買建	495	15,813,056,450	16,503,300,000	2.15

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## (3) 【運用実績】

### ①【純資産の推移】

直近日（2025年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第8計算期間末 (2016年10月12日)	3,124	3,124	1.8950	1.8950
第9計算期間末 (2017年10月12日)	5,490	5,490	2.4352	2.4352
第10計算期間末 (2018年10月12日)	5,758	5,758	2.4781	2.4781
第11計算期間末 (2019年10月15日)	7,445	7,445	2.4073	2.4073
第12計算期間末 (2020年10月12日)	8,368	8,368	2.4889	2.4889
第13計算期間末 (2021年10月12日)	16,499	16,499	3.0559	3.0559
第14計算期間末 (2022年10月12日)	15,439	15,439	2.9510	2.9510
第15計算期間末 (2023年10月12日)	17,958	17,958	3.7831	3.7831
第16計算期間末 (2024年10月15日)	21,933	21,933	4.4895	4.4895
第17計算期間末 (2025年10月14日)	26,951	26,951	5.2806	5.2806
2024年10月末日	21,862	—	4.4431	—
11月末日	21,877	—	4.4191	—
12月末日	22,960	—	4.5957	—
2025年1月末日	23,082	—	4.6013	—
2月末日	22,276	—	4.4255	—
3月末日	22,368	—	4.4337	—
4月末日	27,061	—	4.4485	—
5月末日	22,998	—	4.6740	—
6月末日	23,604	—	4.7647	—
7月末日	24,651	—	4.9148	—
8月末日	25,985	—	5.1354	—
9月末日	26,884	—	5.2875	—
10月末日	28,778	—	5.6143	—

## ②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000

### ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第8計算期間	△9.4
第9計算期間	28.5
第10計算期間	1.8
第11計算期間	△2.9
第12計算期間	3.4
第13計算期間	22.8
第14計算期間	△3.4
第15計算期間	28.2
第16計算期間	18.7
第17計算期間	17.6

(注) 収益率は期間騰落率です。

### (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第8計算期間	1,141,968,717	1,270,849,953
第9計算期間	1,114,201,443	508,681,373
第10計算期間	1,049,666,198	980,435,336
第11計算期間	1,644,306,045	875,365,431
第12計算期間	1,205,686,297	936,032,169
第13計算期間	2,521,321,530	484,284,923
第14計算期間	732,628,384	900,171,253
第15計算期間	1,320,450,901	1,805,430,567
第16計算期間	1,708,151,755	1,569,585,654
第17計算期間	1,881,910,166	1,663,615,691

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

**基準価額・純資産の推移** 《2015年10月30日～2025年10月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 (設定日:2009年1月30日)

**分配の推移(税引前)**

2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
2025年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

**主要な資産の状況**

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	99.99

■国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	97.84
内 日本	97.84
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.16
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.45
2	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	3.09
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	3.04
4	日立製作所	株式	日本	電気機器	2.83
5	ソフトバンクグループ	株式	日本	情報・通信業	2.77
6	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.86
7	三菱重工業	株式	日本	機械	1.82
8	任天堂	株式	日本	その他製品	1.70
9	三菱商事	株式	日本	卸売業	1.62
10	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	1.51

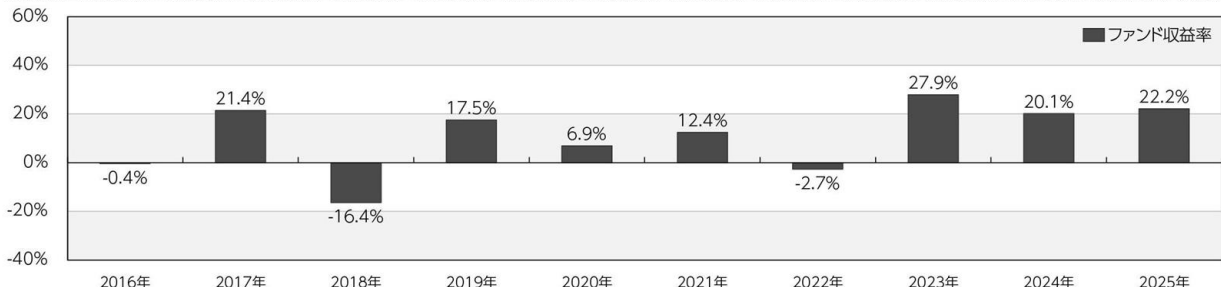
その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2.15

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	18.84
2	銀行業	9.06
3	情報・通信業	8.20
4	卸売業	7.07
5	輸送用機器	6.66

**年間収益率の推移(暦年ベース)**



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- 委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後2時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額

お申込日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

### <基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### ・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

#### ・お申込手数料

ありません。

#### ・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後2時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回で

きます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

※解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して4営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、2009年1月30日から原則として無期限です。ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

- a. 計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ. 償還規定c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は a. から g. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a. からg. の規定にしたがい信託約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載して行います。

#### ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

### (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
  
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（2024年10月16日から2025年10月14日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年12月12日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M国内株式パッシブ・ファンドの2024年10月16日から2025年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M国内株式パッシブ・ファンドの2025年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【D I A M国内株式パッシブ・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 2024年10月15日現在	第17期 2025年10月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	35,752,796	45,026,174
親投資信託受益証券	21,931,607,179	26,949,191,018
未収入金	—	4,128,000
流動資産合計	21,967,359,975	26,998,345,192
資産合計	21,967,359,975	26,998,345,192
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,706,337	12,662,305
未払受託者報酬	3,648,251	4,134,157
未払委託者報酬	26,754,093	30,317,496
その他未払費用	165,445	175,640
流動負債合計	34,274,126	47,289,598
負債合計	34,274,126	47,289,598
純資産の部		
元本等		
元本	4,885,459,689	5,103,754,164
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	17,047,626,160	21,847,301,430
(分配準備積立金)	5,850,346,188	8,737,465,661
元本等合計	21,933,085,849	26,951,055,594
純資産合計	21,933,085,849	26,951,055,594
負債純資産合計	21,967,359,975	26,998,345,192

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日	第17期 自 2024年10月16日 至 2025年10月14日
営業収益		
受取利息	21,232	120,016
有価証券売買等損益	3,669,025,565	4,843,292,839
営業収益合計	3,669,046,797	4,843,412,855
営業費用		
支払利息	937	—
受託者報酬	6,902,099	7,831,504
委託者報酬	50,615,899	57,431,675
その他費用	317,321	340,929
営業費用合計	57,836,256	65,604,108
営業利益又は営業損失(△)	3,611,210,541	4,777,808,747
経常利益又は経常損失(△)	3,611,210,541	4,777,808,747
当期純利益又は当期純損失(△)	3,611,210,541	4,777,808,747
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	898,725,615	331,382,403
期首剰余金又は期首欠損金(△)	13,211,121,136	17,047,626,160
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,609,918,734	5,986,577,107
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,609,918,734	5,986,577,107
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,485,898,636	5,633,328,181
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,485,898,636	5,633,328,181
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	17,047,626,160	21,847,301,430

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第17期	
	自 2024年10月16日	至 2025年10月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年10月15日、当計算期間末日を2025年10月14日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第16期	第17期
	2024年10月15日現在	2025年10月14日現在
1. 期首元本額	4,746,893,588円	4,885,459,689円
期中追加設定元本額	1,708,151,755円	1,881,910,166円
期中一部解約元本額	1,569,585,654円	1,663,615,691円
2. 受益権の総数	4,885,459,689口	5,103,754,164口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第16期	第17期
	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日	自 2024年10月16日 至 2025年10月14日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(485,902,499円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(2,226,582,427円)、信託約款に規定される収益調整金(11,197,279,972円)及び分配準備積立金(3,137,861,262円)より分配対象収益は17,047,626,160円(1万口当たり34,894.62円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(588,836,725円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(3,857,589,619円)、信託約款に規定される収益調整金(13,109,835,769円)及び分配準備積立金(4,291,039,317円)より分配対象収益は21,847,301,430円(1万口当たり42,806.33円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第16期	第17期
	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日	自 2024年10月16日 至 2025年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	<p>運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。</p>
--------------------------	--	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期 2024年10月15日現在	第17期 2025年10月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった	同左

場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第16期 2024年10月15日現在	第17期 2025年10月14日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,859,157,342	4,574,537,535
合計	2,859,157,342	4,574,537,535

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第16期 2024年10月15日現在	第17期 2025年10月14日現在
1口当たり純資産額	4,489円	5,280円
(1万口当たり純資産額)	(44,895円)	(52,806円)

#### (4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年10月14日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファン ド	4,706,049,248	26,949,191,018	
親投資信託受益証券	合計	4,706,049,248	26,949,191,018	
合計			26,949,191,018	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。  
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2025年10月14日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,352,714,759
株式	703,767,761,460
派生商品評価勘定	47,833,540
未収入金	4,073,400
未収配当金	6,824,928,536
差入委託証拠金	881,142,892
流動資産合計	719,878,454,587
資産合計	719,878,454,587
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	99,295,350
前受金	156,148,900
未払解約金	337,708,000
流動負債合計	593,152,250
負債合計	593,152,250
純資産の部	
元本等	
元本	125,605,907,231
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	593,679,395,106
元本等合計	719,285,302,337
純資産合計	719,285,302,337
負債純資産合計	719,878,454,587

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年10月16日 至 2025年10月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年10月14日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	117,928,404,659円
同期中追加設定元本額	37,573,890,653円
同期中一部解約元本額	29,896,388,081円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAMスリーウェイオープン	234,935,632円
MHAM TOPIXオープン	2,229,446,729円
たわらノーロード 国内株式くらっ専用>	3,671,402,857円
One DC 国内株式インデックスファンド	36,832,480,845円
DIAM国内株式パッシブ・ファンド	4,706,049,248円
たわらノーロード TOPIX	4,289,403,251円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	2,304,962,461円
たわらノーロード バランス (堅実型)	47,254,011円
たわらノーロード バランス (標準型)	429,136,228円
たわらノーロード バランス (積極型)	870,151,793円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	2,737,380円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	174,995,953円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	573,771,029円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	497,880,743円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	704,861,037円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	478,150円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	2,161,992円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	40,143,412円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	14,549,627円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	25,018,107円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (安定型)	21,644,184円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (バランス型)	110,055,429円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (積極型)	59,669,941円
DIAM国内株式インデックスファンド<DC年金>	31,010,154,384円
One グローバルバランス	114,050,674円

未来のわたし（ターゲット・イヤー／～1972年生まれ向け）	118,703円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1973～1977年生まれ向け）	136,913円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1978～1982年生まれ向け）	156,420円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1983～1987年生まれ向け）	175,702円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1988～1992年生まれ向け）	193,787円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1993～1997年生まれ向け）	201,305円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1998～2002年生まれ向け）	201,358円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／2003～2007年生まれ向け）	201,345円
D I A M バランス・ファンド<DC年金>1安定型	837,986,013円
D I A M バランス・ファンド<DC年金>2安定・成長型	3,065,137,819円
D I A M バランス・ファンド<DC年金>3成長型	3,903,477,629円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	216,968,234円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	786,944,623円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	991,533,189円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	24,201,668円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	1,001,600,110円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	12,770,585円
D I A M DC 8資産バランスファンド（新興国10）	238,129,664円
D I A M DC 8資産バランスファンド（新興国20）	317,918,683円
D I A M DC 8資産バランスファンド（新興国30）	572,611,425円
投資のソムリエ	5,263,474,825円
クルーズコントロール	183,722,781円
投資のソムリエ<DC年金>	903,492,340円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	345,011,975円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	1,451,308,157円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	574,084,478円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1,164,553,055円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	125,639,565円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2055）	68,672,568円
リスク抑制世界8資産バランスファンド（DC）	6,549,345円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2035）	260,056,420円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	676,899,578円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	426,673,436円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	201,348,482円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2040）	114,766,869円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2050）	74,232,515円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2060）	43,703,168円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	847,482,723円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2065）	15,550,118円
Oneグローバル最適化バランス（安定型）<ラップ向け>	1,215,123円
Oneグローバル最適化バランス（成長型）<ラップ向け>	29,714,624円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2070）	394,353円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12（適格機関投資家限定）	4,758,614円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06（適格機関投	4,733,074円

資家限定)	
マルチアセット・インカム戦略ファンド2008 (適格機関投資家限定)	13,730,994円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	2,885,641円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	820,198円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ 2021-04 (適格機関投資家限定)	11,961,816円
マルチアセット・インカム戦略ファンド (シグナルヘッジ付き) 2021-05 (適格機関投資家限定)	21,817,098円
マルチアセット・インカム戦略ファンド (内外株式債券型・シグナルヘッジ付き) 2021-06 (適格機関投資家限定)	92,207,329円
マルチアセット・インカム戦略ファンド (シグナルヘッジ付き) 2021-07 (適格機関投資家限定)	62,436,774円
日本株40・外債60配分戦略ファンド2021-07 (適格機関投資家限定)	265,645,134円
マルチアセット・インカム戦略ファンド (シグナルヘッジ付き) 2021-08 (適格機関投資家限定)	43,632,923円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	3,181,977円
マルチアセット・インカム戦略ファンド (シグナルヘッジ付き) 2021-09 (適格機関投資家限定)	43,456,346円
マルチアセット・インカム戦略ファンド (シグナルヘッジ付き) 2021-12 (適格機関投資家限定)	62,784,190円
マルチアセット・インカム戦略ファンド (内外株式債券型・シグナルヘッジ付き) 2022-05 (適格機関投資家限定)	118,911,426円
マルチアセット・インカム戦略ファンド (日米資産投資・シグナルヘッジ付き) 2022-10 (適格機関投資家限定)	332,207,063円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01 (適格機関投資家限定)	6,778,942円
マルチアセット・インカム戦略ファンド (日米資産投資・シグナルヘッジ付き) 2024-05 (適格機関投資家限定)	336,001,234円
AMOne TOPIXインデックスファンド2025-01 (適格機関投資家限定)	2,396,874,274円
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	62,575,648円
DIAMワールドバランス25VA (適格機関投資家限定)	14,625,481円
日米資産配分戦略ファンド (インカム重視型) (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	60,958,085円
インカム重視マルチアセット運用ファンド (適格機関投資家限定)	4,949,140円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	3,644,933円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	15,859,044円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	50,448,023円
DIAM国際分散バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	1,774,191円
DIAM国際分散バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	7,416,394円
DIAM国内重視バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	2,302,786円
DIAM国内重視バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	70,270円
DIAM世界バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	37,253円
DIAM世界バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	729,223円
DIAMバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	143,377,000円

D I A M バランスファンド 3 7 . 5 V A (適格機関投資家限定)	279, 110, 620円
D I A M バランスファンド 5 0 V A (適格機関投資家限定)	900, 184, 948円
D I A M グローバル・アセット・バランス V A (適格機関投資家限定)	6, 831, 679円
D I A M グローバル・アセット・バランス V A 2 (適格機関投資家限定)	9, 822, 566円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド 3 0 V A (適格機関投資家限定)	72, 301, 078円
D I A M 世界アセットバランスファンド V A (適格機関投資家向け)	16, 071, 647円
D I A M 世界バランスファンド 5 5 V A (適格機関投資家限定)	44, 569円
D I A M 世界アセットバランスファンド 2 V A (適格機関投資家限定)	71, 784, 192円
D I A M 世界アセットバランスファンド 4 0 V A (適格機関投資家限定)	5, 330, 014円
D I A M 世界アセットバランスファンド 2 5 V A (適格機関投資家限定)	14, 947, 613円
D I A M 世界アセットバランスファンド 3 V A (適格機関投資家限定)	33, 387, 141円
D I A M 世界アセットバランスファンド 4 V A (適格機関投資家限定)	45, 434, 251円
D I A M 世界バランス 2 5 V A (適格機関投資家限定)	10, 648, 679円
D I A M 国内バランス 3 0 V A (適格機関投資家限定)	4, 270, 592円
動的パッケージファンド<DC年金>	22, 798, 851円
コア資産形成ファンド	8, 834, 749円
MHAM トピックスファンド	711, 929, 658円
MHAM T O P I X フォンド V A (適格機関投資家専用)	29, 322, 332円
MHAM 動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]	2, 406, 816, 827円
MHAM 日本株式パッシブファンド [適格機関投資家限定]	3, 045, 835, 937円
計	125, 605, 907, 231円
2. 受益権の総数	125, 605, 907, 231口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年10月16日 至 2025年10月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います

す。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年10月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	2025年10月14日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	
株式	89,367,865,595	
合計	89,367,865,595	

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2025年2月8日から2025年10月14日まで)に対応する金額であります。

### (デリバティブ取引等に関する注記)

#### 株式関連

種類	2025年10月14日現在			
	契約額等(円)	うち		評価損益(円)
		1年超	時価(円)	
市場取引 先物取引 買建	15,309,011,100	—	15,257,710,000	△51,301,100
合計	15,309,011,100	—	15,257,710,000	△51,301,100

#### (注) 時価の算定方法

##### 株価指数先物取引

- 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年10月14日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.7265円 (57,265円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2025年10月14日現在

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
極洋	9,400	4,805.00	45,167,000	
ニッスイ	223,000	1,029.00	229,467,000	
マルハニチロ	33,100	3,351.00	110,918,100	
ユキグニファクトリー	18,900	1,038.00	19,618,200	
カネコ種苗	6,200	1,727.00	10,707,400	
サカタのタネ	27,700	3,795.00	105,121,500	
ホクト	19,900	1,858.00	36,974,200	
ショーボンドホールディングス	29,300	4,803.00	140,727,900	
ミライト・ワン	70,700	2,830.50	200,116,350	
タマホーム	14,100	3,515.00	49,561,500	
r o b o t h o m e	43,200	179.00	7,732,800	
住石ホールディングス	24,200	558.00	13,503,600	
日鉄鉱業	44,000	1,720.00	75,680,000	
三井松島ホールディングス	55,500	1,292.00	71,706,000	
I N P E X	748,700	2,630.00	1,969,081,000	
石油資源開発	122,300	1,206.00	147,493,800	
K&Oエナジーグループ	10,200	3,130.00	31,926,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	25,600	2,904.00	74,342,400	
第一カッター興業	6,400	1,273.00	8,147,200	
安藤・間	129,100	1,638.00	211,465,800	
東急建設	69,800	1,043.00	72,801,400	
コムシスホールディングス	79,200	3,696.00	292,723,200	
ビーアールホールディングス	32,700	330.00	10,791,000	
高松コンストラクショングループ	16,600	3,245.00	53,867,000	
東建コーポレーション	5,000	14,040.00	70,200,000	
ヤマウラ	11,400	1,392.00	15,868,800	
オリエンタル白石	82,600	416.00	34,361,600	
大成建設	141,600	10,260.00	1,452,816,000	
大林組	504,500	2,384.00	1,202,728,000	
清水建設	426,000	1,973.00	840,498,000	
長谷工コーポレーション	143,200	2,451.50	351,054,800	
松井建設	14,800	1,335.00	19,758,000	
鹿島建設	345,800	4,434.00	1,533,277,200	
不動テトラ	9,900	2,554.00	25,284,600	
鉄建建設	10,300	3,420.00	35,226,000	

西松建設	24,800	5,083.00	126,058,400
大豊建設	21,500	789.00	16,963,500
奥村組	27,600	4,600.00	126,960,000
東鉄工業	17,200	4,210.00	72,412,000
浅沼組	62,600	819.00	51,269,400
戸田建設	192,100	1,000.50	192,196,050
熊谷組	102,800	1,294.00	133,023,200
矢作建設工業	21,000	2,115.00	44,415,000
ピーエス・コンストラクション	11,400	1,725.00	19,665,000
日本ハウスホールディングス	33,100	301.00	9,963,100
大東建託	266,500	3,045.00	811,492,500
新日本建設	21,900	1,772.00	38,806,800
東亜道路工業	26,900	1,495.00	40,215,500
東亜建設工業	46,900	2,049.00	96,098,100
日本国土開発	44,400	497.00	22,066,800
若築建設	4,900	4,790.00	23,471,000
五洋建設	204,000	1,206.00	246,024,000
世紀東急工業	22,200	1,445.00	32,079,000
福田組	5,900	6,730.00	39,707,000
住友林業	404,800	1,634.50	661,645,600
大和ハウス工業	470,700	5,140.00	2,419,398,000
ライト工業	29,800	3,135.00	93,423,000
積水ハウス	473,100	3,208.00	1,517,704,800
日特建設	15,000	1,210.00	18,150,000
北陸電気工事	10,900	1,385.00	15,096,500
ユアテック	30,100	2,611.00	78,591,100
日本リーテック	12,100	1,932.00	23,377,200
四電工	19,600	1,310.00	25,676,000
中電工	24,300	3,800.00	92,340,000
関電工	85,400	4,209.00	359,448,600
きんでん	107,000	5,057.00	541,099,000
東京エネシス	16,700	1,589.00	26,536,300
トーエネック	25,800	1,368.00	35,294,400
住友電設	12,700	6,650.00	84,455,000
日本電設工業	29,300	2,674.00	78,348,200
エクシオグループ	161,400	2,106.50	339,989,100
新日本空調	20,200	2,873.00	58,034,600
クラブティア	33,800	6,997.00	236,498,600
三機工業	32,600	4,810.00	156,806,000
日揮ホールディングス	154,500	1,443.00	222,943,500
中外炉工業	5,200	4,390.00	22,828,000
太平電業	30,000	2,060.00	61,800,000
高砂熱学工業	75,200	4,034.00	303,356,800
朝日工業社	14,600	3,010.00	43,946,000
明星工業	26,700	1,591.00	42,479,700
大気社	39,900	2,791.00	111,360,900
ダイダン	27,500	6,140.00	168,850,000
日比谷総合設備	12,700	4,205.00	53,403,500
ニッポン	55,400	2,245.00	124,373,000
日清製粉グループ本社	155,700	1,782.00	277,457,400

日東富士製粉	2,500	7,030.00	17,575,000
昭和産業	13,200	3,000.00	39,600,000
中部飼料	21,600	1,624.00	35,078,400
フィード・ワン	23,100	1,046.00	24,162,600
日本甜菜製糖	7,900	2,855.00	22,554,500
DM三井製糖	15,500	3,140.00	48,670,000
ウェルネオシュガー	9,400	2,589.00	24,336,600
L I F U L L	40,700	190.00	7,733,000
M I X I	30,500	3,075.00	93,787,500
ジェイエイシーリクルートメント	59,100	1,027.00	60,695,700
日本M&Aセンターホールディングス	240,500	695.50	167,267,750
メンバーズ	6,400	1,187.00	7,596,800
UTグループ	21,100	2,710.00	57,181,000
アイティメディア	8,500	1,587.00	13,489,500
E・Jホールディングス	9,700	1,622.00	15,733,400
オープンアップグループ	54,900	1,657.00	90,969,300
コシダカホールディングス	44,800	1,263.00	56,582,400
パソナグループ	19,900	2,041.00	40,615,900
リンクアンドモチベーション	40,600	496.00	20,137,600
エス・エム・エス	62,600	1,520.00	95,152,000
パーソルホールディングス	1,490,300	261.80	390,160,540
クックパッド	31,900	164.00	5,231,600
森永製菓	61,400	2,580.00	158,412,000
中村屋	4,100	3,055.00	12,525,500
江崎グリコ	44,800	4,950.00	221,760,000
m e i t o	6,800	2,114.00	14,375,200
井村屋グループ	8,400	2,478.00	20,815,200
不二家	10,900	2,573.00	28,045,700
山崎製パン	104,900	3,144.00	329,805,600
モロゾフ	15,300	1,526.00	23,347,800
亀田製菓	10,000	3,960.00	39,600,000
寿スピリッツ	92,500	1,828.50	169,136,250
カルビー	71,700	2,891.00	207,284,700
森永乳業	58,200	3,302.00	192,176,400
六甲バター	11,500	1,203.00	13,834,500
ヤクルト本社	217,200	2,357.50	512,049,000
明治ホールディングス	201,300	2,964.50	596,753,850
雪印メグミルク	42,200	2,864.00	120,860,800
プリマハム	20,900	2,250.00	47,025,000
日本ハム	64,800	5,745.00	372,276,000
丸大食品	15,700	1,850.00	29,045,000
S F o o d s	17,300	2,596.00	44,910,800
柿安本店	6,000	2,624.00	15,744,000
伊藤ハム米久ホールディングス	24,100	5,600.00	134,960,000
学情	8,000	1,704.00	13,632,000
スタジオアリス	7,900	2,045.00	16,155,500
クロスキャット	9,100	1,079.00	9,818,900
システナ	228,000	488.00	111,264,000
N J S	3,600	5,260.00	18,936,000
デジタルアーツ	10,100	7,250.00	73,225,000

日鉄ソリューションズ	54,700	3,499.00	191,395,300
ALSOK	273,100	1,073.00	293,036,300
キューブシステム	8,100	1,106.00	8,958,600
いちご	132,400	374.00	49,517,600
日本駐車場開発	186,400	270.00	50,328,000
コア	6,900	2,037.00	14,055,300
カカクコム	117,500	2,572.00	302,210,000
セントケア・ホールディング	10,400	834.00	8,673,600
ルネサンス	12,700	1,060.00	13,462,000
ディップ	28,800	2,197.00	63,273,600
SBSホールディングス	14,300	3,480.00	49,764,000
デジタルホールディングス	8,000	2,008.00	16,064,000
新日本科学	17,300	1,585.00	27,420,500
エムスリー	323,100	2,260.00	730,206,000
ワールドホールディングス	6,400	2,463.00	15,763,200
ディー・エヌ・エー	65,500	2,319.00	151,894,500
博報堂DYホールディングス	185,500	1,101.50	204,328,250
ぐるなび	30,400	209.00	6,353,600
タカミヤ	22,100	350.00	7,735,000
ファンコミュニケーションズ	23,100	483.00	11,157,300
ライク	6,000	1,477.00	8,862,000
エスプール	42,300	322.00	13,620,600
WDBホールディングス	8,100	1,637.00	13,259,700
手間いらず	2,500	3,280.00	8,200,000
アドウェイズ	20,100	288.00	5,788,800
バリューコマース	14,400	707.00	10,180,800
インフォマート	154,300	313.00	48,295,900
サッポロホールディングス	46,900	7,553.00	354,235,700
アサヒグループホールディングス	1,175,800	1,740.00	2,045,892,000
キリンホールディングス	652,400	2,164.00	1,411,793,600
宝ホールディングス	105,600	1,697.50	179,256,000
オエノンホールディングス	50,700	547.00	27,732,900
養命酒製造	5,200	4,025.00	20,930,000
飛島ホールディングス	16,100	2,094.00	33,713,400
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	109,000	2,518.50	274,516,500
ライフドリンク カンパニー	34,300	2,064.00	70,795,200
サントリー食品インターナショナル	110,000	4,724.00	519,640,000
ダイドールグループホールディングス	17,700	2,518.00	44,568,600
伊藤園	50,700	3,279.00	166,245,300
キーコーヒー	17,500	1,924.00	33,670,000
日清オイリオグループ	22,000	5,120.00	112,640,000
不二製油	31,300	3,275.00	102,507,500
J-オイルミルズ	17,900	2,015.00	36,068,500
インターメスティック	7,300	2,368.00	17,286,400
サンエー	28,700	2,697.00	77,403,900
カワチ薬品	13,100	2,899.00	37,976,900
エービーシー・マート	73,600	2,697.00	198,499,200
ハードオフコーポレーション	6,600	1,804.00	11,906,400
高千穂交易	13,100	1,897.00	24,850,700

アスクル	39,700	1,494.00	59,311,800
ゲオホールディングス	18,700	1,620.00	30,294,000
アンドエスティHD	23,500	2,695.00	63,332,500
リガク・ホールディングス	95,500	885.00	84,517,500
伊藤忠食品	4,000	9,620.00	38,480,000
くら寿司	19,700	3,460.00	68,162,000
キャンドウ	6,000	3,540.00	21,240,000
パルグループホールディングス	76,800	1,969.00	151,219,200
エディオン	73,300	2,051.00	150,338,300
あらた	25,700	2,977.00	76,508,900
サーラコーポレーション	35,400	1,062.00	37,594,800
トーメンデバイス	2,300	7,030.00	16,169,000
ハローズ	6,600	4,705.00	31,053,000
J Pホールディングス	42,000	606.00	25,452,000
フジオフードグループ本社	27,400	1,120.00	30,688,000
あみやき亭	12,200	1,339.00	16,335,800
東京エレクトロン デバイス	16,800	2,773.00	46,586,400
円谷フィールズホールディングス	27,100	2,238.00	60,649,800
双日	174,800	3,867.00	675,951,600
アルフレッサ ホールディングス	147,800	2,117.00	312,892,600
大黒天物産	6,000	6,950.00	41,700,000
ハニーズホールディングス	15,000	1,507.00	22,605,000
キッコーマン	518,900	1,273.00	660,559,700
味の素	717,600	4,197.00	3,011,767,200
ブルドックソース	8,000	1,988.00	15,904,000
キューピー	84,200	4,200.00	353,640,000
ハウス食品グループ本社	52,700	2,882.00	151,881,400
カゴメ	83,700	2,806.00	234,862,200
アリアケジャパン	15,600	5,720.00	89,232,000
エバラ食品工業	4,000	2,502.00	10,008,000
キオクシアホールディングス	96,200	6,000.00	577,200,000
ニチレイ	122,100	1,750.00	213,675,000
横浜冷凍	42,500	1,195.00	50,787,500
東洋水産	72,600	10,235.00	743,061,000
イトアンドホールディングス	7,900	2,043.00	16,139,700
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,400	882.00	7,408,800
日清食品ホールディングス	194,700	2,696.00	524,911,200
フジッコ	16,200	1,606.00	26,017,200
ロック・フィールド	17,500	1,477.00	25,847,500
日本たばこ産業	951,600	4,910.00	4,672,356,000
ケンコーマヨネーズ	9,900	1,862.00	18,433,800
わらべや日洋ホールディングス	10,500	3,220.00	33,810,000
なとり	10,000	1,969.00	19,690,000
ファーマフーズ	20,600	792.00	16,315,200
北の達人コーポレーション	67,000	137.00	9,179,000
ユーグレナ	97,300	438.00	42,617,400
紀文食品	13,600	1,102.00	14,987,200
ピククルスホールディングス	9,100	1,121.00	10,201,100
スター・マイカ・ホールディングス	16,200	1,109.00	17,965,800
SREホールディングス	5,800	3,005.00	17,429,000

片倉工業	16,800	2,645.00	44,436,000
グンゼ	22,600	3,640.00	82,264,000
ヒューリック	456,600	1,548.00	706,816,800
ラサ商事	9,200	1,597.00	14,692,400
アルペン	13,900	2,251.00	31,288,900
ラクーンホールディングス	12,000	695.00	8,340,000
クオールホールディングス	20,700	1,968.00	40,737,600
アルコニックス	24,200	2,081.00	50,360,200
神戸物産	146,400	3,803.00	556,759,200
ソリトンシステムズ	8,000	1,482.00	11,856,000
ジンズホールディングス	11,500	7,820.00	89,930,000
ビックカメラ	89,500	1,575.50	141,007,250
DCMホールディングス	87,000	1,441.00	125,367,000
ペッパーフードサービス	49,600	178.00	8,828,800
MonotaRO	238,400	1,923.50	458,562,400
あいホールディングス	30,300	2,610.00	79,083,000
J.フロントリテイリング	193,100	2,485.00	479,853,500
ドトール・日レスホールディングス	29,800	2,573.00	76,675,400
マツキヨココカラ&カンパニー	292,800	2,930.00	857,904,000
ブロンコビリー	10,000	3,740.00	37,400,000
ZOZO	371,300	1,359.50	504,782,350
トレジャー・ファクトリー	11,600	1,626.00	18,861,600
物語コーポレーション	32,700	4,000.00	130,800,000
三越伊勢丹ホールディングス	248,800	2,577.50	641,282,000
東洋紡	68,700	1,100.00	75,570,000
ユニチカ	51,500	195.00	10,042,500
富士紡ホールディングス	6,200	6,460.00	40,052,000
日清紡ホールディングス	120,800	1,141.00	137,832,800
倉敷紡績	10,900	6,730.00	73,357,000
ダイワボウホールディングス	74,500	2,774.00	206,663,000
シキボウ	11,400	975.00	11,115,000
日東紡績	17,900	7,250.00	129,775,000
トヨタ紡織	66,900	2,354.50	157,516,050
マクニカホールディングス	127,800	2,010.00	256,878,000
ラクト・ジャパン	7,000	4,030.00	28,210,000
ウエルシアホールディングス	87,200	2,828.00	246,601,600
クリエイトSDホールディングス	24,000	3,225.00	77,400,000
グリムス	6,900	2,337.00	16,125,300
パイタルケーエスケー・ホールディングス	23,400	1,270.00	29,718,000
八洲電機	13,600	2,098.00	28,532,800
メディアスホールディングス	9,900	809.00	8,009,100
レスター	14,400	2,552.00	36,748,800
TOKAIホールディングス	91,400	1,005.00	91,857,000
三洋貿易	20,700	1,543.00	31,940,100
シュッピン	16,600	1,250.00	20,750,000
ビューティガレージ	5,400	1,399.00	7,554,600
オイシックス・ラ・大地	27,000	1,619.00	43,713,000
ウイン・パートナーズ	12,200	1,285.00	15,677,000
ネクステージ	38,300	2,605.00	99,771,500

ジョイフル本田	46,500	2,088.00	97,092,000
エターナルホスピタリティグループ	6,100	2,887.00	17,610,700
ホットランドホールディングス	12,900	2,046.00	26,393,400
すかいらーくホールディングス	230,000	2,984.50	686,435,000
SFPホールディングス	9,600	2,104.00	20,198,400
綿半ホールディングス	13,100	1,449.00	18,981,900
日本毛織	41,000	1,589.00	65,149,000
ヨシックスホールディングス	5,600	2,513.00	14,072,800
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	71,800	880.00	63,184,000
野村不動産ホールディングス	490,800	910.50	446,873,400
三重交通グループホールディングス	33,600	520.00	17,472,000
ディア・ライフ	24,000	1,130.00	27,120,000
地主	13,900	2,920.00	40,588,000
フィル・カンパニー	3,100	928.00	2,876,800
JPMC	8,900	1,264.00	11,249,600
フージャースホールディングス	24,300	1,224.00	29,743,200
オープンハウスグループ	50,200	7,318.00	367,363,600
東急不動産ホールディングス	471,000	1,201.00	565,671,000
飯田グループホールディングス	150,200	2,320.00	348,464,000
帝国繊維	16,400	3,195.00	52,398,000
日本コークス工業	161,800	88.00	14,238,400
あさひ	14,100	1,326.00	18,696,600
コスモス薬品	33,200	8,384.00	278,348,800
シップヘルスケアホールディングス	61,700	2,251.50	138,917,550
ソフトクリエイトホールディングス	11,500	2,172.00	24,978,000
セブン&アイ・ホールディングス	1,858,600	1,961.50	3,645,643,900
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	253,000	755.00	191,015,000
明治電機工業	8,200	2,121.00	17,392,200
ツルハホールディングス	147,500	2,479.00	365,652,500
サンマルクホールディングス	16,100	2,773.00	44,645,300
トリドールホールディングス	47,000	4,767.00	224,049,000
帝人	152,900	1,289.00	197,088,100
東レ	1,164,000	925.80	1,077,631,200
クラレ	212,400	1,640.50	348,442,200
旭化成	1,055,700	1,162.00	1,226,723,400
TOKYO BASE	18,100	448.00	8,108,800
稲葉製作所	9,100	1,652.00	15,033,200
宮地エンジニアリンググループ	19,700	1,955.00	38,513,500
トーカロ	47,100	2,131.00	100,370,100
SUMCO	312,300	1,626.00	507,799,800
川田テクノロジーズ	10,700	3,880.00	41,516,000
RS Technologies	11,000	3,555.00	39,105,000
And Doホールディングス	9,600	1,049.00	10,070,400
ケイアイスター不動産	8,200	5,320.00	43,624,000
グッドコムアセット	16,300	1,509.00	24,596,700
ジェイ・エス・ビー	6,500	3,905.00	25,382,500
ロードスターキャピタル	8,800	2,986.00	26,276,800
アズーム	2,800	4,990.00	13,972,000

霞ヶ関キャピタル	12,800	9,130.00	116,864,000
JMホールディングス	12,700	2,990.00	37,973,000
コメダホールディングス	44,000	2,970.00	130,680,000
アレンザホールディングス	12,600	1,080.00	13,608,000
串カツ田中ホールディングス	5,200	2,364.00	12,292,800
バロックジャパンリミテッド	19,600	760.00	14,896,000
クスリのアオキホールディングス	43,700	3,734.00	163,175,800
力の源ホールディングス	12,600	1,406.00	17,715,600
FOOD & LIFE COMPANIES	96,500	7,087.00	683,895,500
アセンテック	6,400	1,480.00	9,472,000
セーレン	30,600	2,957.00	90,484,200
小松マテーレ	23,300	796.00	18,546,800
ワコールホールディングス	31,200	5,645.00	176,124,000
ホギメディカル	21,400	5,260.00	112,564,000
T S I ホールディングス	50,300	994.00	49,998,200
ワールド	24,600	2,672.00	65,731,200
T I S	168,400	4,842.00	815,392,800
グリーホールディングス	53,400	410.00	21,894,000
GMOベパボ	1,900	2,112.00	4,012,800
コーエーテクモホールディングス	119,800	2,021.00	242,115,800
三菱総合研究所	7,600	4,840.00	36,784,000
ファインデックス	12,800	801.00	10,252,800
ブレインパッド	13,200	1,260.00	16,632,000
K L a b	39,900	213.00	8,498,700
ポールトゥウィンホールディングス	22,800	327.00	7,455,600
ネクソン	391,700	3,157.00	1,236,596,900
アイスタイル	48,600	445.00	21,627,000
エムアップホールディングス	19,500	1,900.00	37,050,000
エイチームホールディングス	10,900	1,067.00	11,630,300
セルシス	21,600	1,694.00	36,590,400
エニグモ	17,700	393.00	6,956,100
コロプラ	54,400	472.00	25,676,800
ブロードリーフ	58,200	702.00	40,856,400
デジタルハーツホールディングス	11,400	934.00	10,647,600
メディアドゥ	7,000	1,920.00	13,440,000
じげん	39,800	518.00	20,616,400
ブイキューブ	21,700	145.00	3,146,500
フィックスターズ	22,000	1,859.00	40,898,000
北里コーポレーション	12,500	1,380.00	17,250,000
オブティム	16,500	545.00	8,992,500
セレス	7,000	2,365.00	16,555,000
S H I F T	143,200	1,230.00	176,136,000
特種東海製紙	22,500	1,481.00	33,322,500
セック	5,200	2,279.00	11,850,800
テクマトリックス	34,500	2,060.00	71,070,000
プロシップ	13,800	1,482.00	20,451,600
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	37,000	2,561.50	94,775,500
GMOペイメントゲートウェイ	31,800	8,298.00	263,876,400

システムリサーチ	11,100	2,034.00	22,577,400
インターネットイニシアティブ	87,100	2,592.50	225,806,750
さくらインターネット	24,900	3,225.00	80,302,500
GMOグローバルサイン・ホールディングス	5,100	2,082.00	10,618,200
SRAホールディングス	8,900	4,950.00	44,055,000
朝日ネット	17,100	702.00	12,004,200
eBASE	22,600	483.00	10,915,800
アバントグループ	20,100	1,487.00	29,888,700
アドソル日進	13,300	1,266.00	16,837,800
フリービット	6,800	1,526.00	10,376,800
コムチュア	20,900	1,559.00	32,583,100
アステリア	12,500	1,262.00	15,775,000
アイル	8,800	2,450.00	21,560,000
王子ホールディングス	603,400	774.30	467,212,620
日本製紙	83,000	1,127.00	93,541,000
北越コーポレーション	89,400	953.00	85,198,200
大王製紙	80,300	846.00	67,933,800
マークライNZ	9,600	1,925.00	18,480,000
メディカル・データ・ビジョン	19,100	546.00	10,428,600
gumi	26,000	470.00	12,220,000
テラスカイ	6,100	2,050.00	12,505,000
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	8,000	2,451.00	19,608,000
ネオジャパン	4,400	1,825.00	8,030,000
PR TIMES	3,400	2,923.00	9,938,200
ラクス	150,400	1,220.00	183,488,000
ダブルスタンダード	5,700	1,710.00	9,747,000
オープンドア	11,200	415.00	4,648,000
アカツキ	7,600	2,624.00	19,942,400
Ubicomホールディングス	5,200	1,076.00	5,595,200
カナミックネットワーク	20,100	462.00	9,286,200
レンゴー	145,000	900.80	130,616,000
トーモク	9,100	3,250.00	29,575,000
ザ・パック	31,900	1,197.00	38,184,300
チェンジホールディングス	39,200	1,084.00	42,492,800
オークネット	14,600	1,914.00	27,944,400
オロ	6,600	2,454.00	16,196,400
ユーザーローカル	6,600	1,880.00	12,408,000
PKSHA Technology	18,900	3,625.00	68,512,500
マネーフォワード	36,300	5,405.00	196,201,500
レゾナック・ホールディングス	153,900	5,718.00	880,000,200
住友化学	1,281,000	451.50	578,371,500
住友精化	7,300	4,720.00	34,456,000
日産化学	81,800	5,204.00	425,687,200
ラサ工業	5,700	4,820.00	27,474,000
クレハ	29,700	3,715.00	110,335,500
多木化学	6,100	3,760.00	22,936,000
テイカ	11,600	1,258.00	14,592,800
石原産業	26,400	2,247.00	59,320,800

日本曹達	33,800	3,305.00	111,709,000
東ソー	212,600	2,184.00	464,318,400
トクヤマ	51,500	3,611.00	185,966,500
セントラル硝子	20,000	3,155.00	63,100,000
東亜合成	67,200	1,475.00	99,120,000
大阪ソーダ	55,600	1,596.00	88,737,600
関東電化工業	34,400	981.00	33,746,400
GMOフィナンシャルゲート	2,600	5,800.00	15,080,000
SUN ASTERISK	11,400	418.00	4,765,200
デンカ	57,800	2,190.00	126,582,000
イビデン	92,000	9,778.00	899,576,000
信越化学工業	1,417,000	5,017.00	7,109,089,000
日本カーバイド工業	8,100	2,061.00	16,694,100
プラスアルファ・コンサルティング	20,100	2,348.00	47,194,800
電算システムホールディングス	6,900	3,295.00	22,735,500
堺化学工業	11,200	2,782.00	31,158,400
第一稀元素化学工業	17,400	681.00	11,849,400
エア・ウォーター	150,500	2,110.00	317,555,000
日本酸素ホールディングス	154,600	4,994.00	772,072,400
日本化学工業	5,900	2,735.00	16,136,500
日本パーカライジング	71,000	1,335.00	94,785,000
高压ガス工業	23,400	1,004.00	23,493,600
四国化成ホールディングス	17,900	2,232.00	39,952,800
戸田工業	3,900	1,247.00	4,863,300
ステラ ケミファ	8,400	4,045.00	33,978,000
保土谷化学工業	10,300	1,753.00	18,055,900
日本触媒	102,000	1,781.00	181,662,000
大日精化工業	11,200	3,815.00	42,728,000
カネカ	39,000	4,105.00	160,095,000
協和キリン	187,700	2,300.00	431,710,000
ブルーゾーンホールディングス	20,000	8,484.00	169,680,000
APPIER GROUP	60,900	1,401.00	85,320,900
三菱瓦斯化学	126,000	2,763.00	348,138,000
三井化学	143,400	3,596.00	515,666,400
東京応化工業	76,100	4,755.00	361,855,500
大阪有機化学工業	13,300	3,315.00	44,089,500
三菱ケミカルグループ	1,164,200	822.60	957,670,920
KHネオケム	26,500	2,672.00	70,808,000
ビジョナル	19,100	10,440.00	199,404,000
ダイセル	174,600	1,310.00	228,726,000
住友ベークライト	50,200	4,844.00	243,168,800
積水化学工業	314,300	2,739.50	861,024,850
日本ゼオン	115,200	1,614.00	185,932,800
アイカ工業	40,300	3,558.00	143,387,400
UBE	82,000	2,200.00	180,400,000
積水樹脂	21,700	2,058.00	44,658,600
旭有機材	10,700	4,375.00	46,812,500
ニチバン	10,000	1,920.00	19,200,000
リケンテクノス	29,800	1,205.00	35,909,000
大倉工業	8,100	5,190.00	42,039,000

積水化成成品工業	22,500	348.00	7,830,000
群栄化学工業	4,000	3,340.00	13,360,000
ダイキョーニシカワ	35,200	712.00	25,062,400
森六	8,700	2,411.00	20,975,700
恵和	10,400	1,172.00	12,188,800
日本化薬	104,600	1,361.50	142,412,900
カーリット	15,700	1,316.00	20,661,200
C Lホールディングス	4,100	941.00	3,858,100
プレステージ・インターナショナル	76,600	635.00	48,641,000
ハイマックス	5,000	1,212.00	6,060,000
アミューズ	10,000	1,930.00	19,300,000
野村総合研究所	345,700	5,519.00	1,907,918,300
ドリームインキュベータ	4,200	2,602.00	10,928,400
クイック	11,400	2,505.00	28,557,000
日本システム技術	14,900	2,249.00	33,510,100
電通グループ	158,100	3,077.00	486,473,700
インテージホールディングス	12,100	1,696.00	20,521,600
テイクアンドギヴ・ニーズ	7,600	815.00	6,194,000
東邦システムサイエンス	7,200	1,115.00	8,028,000
ぴあ	5,600	3,235.00	18,116,000
イオンファンタジー	6,900	3,460.00	23,874,000
ソースネクスト	80,900	160.00	12,944,000
シーティーエス	22,600	849.00	19,187,400
メディカルシステムネットワーク	16,500	464.00	7,656,000
日本精化	10,700	2,488.00	26,621,600
扶桑化学工業	14,900	4,970.00	74,053,000
トリケミカル研究所	17,400	2,754.00	47,919,600
シンプレクス・ホールディングス	31,100	4,060.00	126,266,000
HEROZ	6,200	1,052.00	6,522,400
ラクスル	31,500	1,095.00	34,492,500
メルカリ	88,000	2,084.50	183,436,000
I P S	4,900	3,005.00	14,724,500
システムサポートホールディングス	6,100	3,150.00	19,215,000
A D E K A	55,500	3,289.00	182,539,500
日油	182,800	2,560.00	467,968,000
ハリマ化成グループ	12,300	871.00	10,713,300
ボードルア	4,200	2,699.00	11,335,800
イーソル	11,000	572.00	6,292,000
ウイングアーク1st	16,700	3,170.00	52,939,000
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	5,500	1,010.00	5,555,000
サーバーワークス	2,600	2,013.00	5,233,800
S a n s a n	45,000	1,701.00	76,545,000
ギフトィ	14,100	1,097.00	15,467,700
花王	387,700	6,229.00	2,414,983,300
第一工業製薬	5,800	5,720.00	33,176,000
石原ケミカル	6,800	2,009.00	13,661,200
三洋化成工業	9,900	4,040.00	39,996,000
メドレー	19,500	2,262.00	44,109,000
ベース	6,700	3,395.00	22,746,500

J M D C	19,400	4,474.00	86,795,600
武田薬品工業	1,419,200	4,228.00	6,000,377,600
アステラス製薬	1,399,100	1,586.00	2,218,972,600
住友ファーマ	139,400	1,714.00	238,931,600
塩野義製薬	528,900	2,420.00	1,279,938,000
日本新薬	42,000	3,213.00	134,946,000
中外製薬	499,000	7,000.00	3,493,000,000
科研製薬	26,200	3,640.00	95,368,000
エーザイ	208,200	4,463.00	929,196,600
理研ビタミン	12,400	2,813.00	34,881,200
ロート製薬	168,400	2,398.00	403,823,200
小野薬品工業	326,300	1,772.50	578,366,750
久光製薬	31,300	4,099.00	128,298,700
持田製薬	20,000	3,035.00	60,700,000
参天製薬	284,900	1,517.50	432,335,750
扶桑薬品工業	6,100	2,119.00	12,925,900
ツムラ	55,000	3,467.00	190,685,000
テルモ	1,056,500	2,458.50	2,597,405,250
H. U. グループホールディングス	47,800	3,629.00	173,466,200
キッセイ薬品工業	24,900	4,105.00	102,214,500
生化学工業	30,400	649.00	19,729,600
栄研化学	25,200	2,282.00	57,506,400
J C Rファーマ	54,300	612.00	33,231,600
東和薬品	21,400	2,837.00	60,711,800
富士製薬工業	11,800	1,559.00	18,396,200
ゼリア新薬工業	25,200	1,979.00	49,870,800
ネクセラファーマ	70,000	960.00	67,200,000
第一三共	1,464,300	3,900.00	5,710,770,000
杏林製薬	32,100	1,424.00	45,710,400
大幸薬品	36,100	283.00	10,216,300
ダイト	23,800	1,162.00	27,655,600
大塚ホールディングス	355,200	7,900.00	2,806,080,000
ペプチドリーム	77,300	1,546.50	119,544,450
大日本塗料	17,600	1,255.00	22,088,000
日本ペイントホールディングス	845,800	1,025.50	867,367,900
関西ペイント	127,100	2,476.00	314,699,600
中国塗料	36,000	3,545.00	127,620,000
藤倉化成	20,000	591.00	11,820,000
太陽ホールディングス	27,800	7,500.00	208,500,000
D I C	56,300	3,531.00	198,795,300
サカタインクス	35,400	2,227.00	78,835,800
a r t i e n c e	29,900	3,065.00	91,643,500
アルプス技研	14,300	2,619.00	37,451,700
サニックスホールディングス	23,600	213.00	5,026,800
日本空調サービス	17,500	1,183.00	20,702,500
オリエンタルランド	963,900	3,560.00	3,431,484,000
フォーカスシステムズ	10,900	1,549.00	16,884,100
ダスキン	34,200	3,732.00	127,634,400
パーク24	111,900	1,791.00	200,412,900
明光ネットワークジャパン	19,900	704.00	14,009,600

ファルコホールディングス	6,600	2,500.00	16,500,000
クレスコ	25,600	1,617.00	41,395,200
フジ・メディア・ホールディングス	153,100	3,218.00	492,675,800
ラウンドワン	154,100	1,148.00	176,906,800
リゾートトラスト	129,100	1,826.50	235,801,150
オービック	296,200	4,965.00	1,470,633,000
ジャストシステム	23,100	4,470.00	103,257,000
TDCソフト	26,800	1,343.00	35,992,400
LINEヤフー	2,477,300	450.80	1,116,766,840
ビー・エム・エル	20,000	3,510.00	70,200,000
トレンドマイクロ	92,200	7,700.00	709,940,000
IDホールディングス	11,000	2,127.00	23,397,000
リソー教育グループ	102,000	205.00	20,910,000
日本オラクル	30,500	14,740.00	449,570,000
早稲田アカデミー	8,900	2,436.00	21,680,400
アルファシステムズ	5,200	3,580.00	18,616,000
フューチャー	34,000	2,149.00	73,066,000
CAC Holdings	9,900	2,120.00	20,988,000
ユー・エス・エス	310,000	1,694.50	525,295,000
オービックビジネスコンサルタント	26,800	8,499.00	227,773,200
アイティフォー	18,600	1,478.00	27,490,800
東京個別指導学院	19,400	325.00	6,305,000
東計電算	4,500	3,865.00	17,392,500
サイバーエージェント	331,300	1,640.50	543,497,650
楽天グループ	1,287,000	964.70	1,241,568,900
クリーク・アンド・リバー社	8,000	1,463.00	11,704,000
SBIグローバルアセットマネジメント	32,000	585.00	18,720,000
テー・オー・ダブリュー	32,300	365.00	11,789,500
大塚商会	180,600	2,970.50	536,472,300
サイボウズ	21,900	3,085.00	67,561,500
山田コンサルティンググループ	8,000	1,739.00	13,912,000
セントラルスポーツ	6,100	2,384.00	14,542,400
パラカ	5,200	1,949.00	10,134,800
電通総研	19,400	6,650.00	129,010,000
デジタルガレージ	25,500	3,260.00	83,130,000
イーエムシステムズ	21,000	736.00	15,456,000
ウェザーニューズ	12,700	4,200.00	53,340,000
C I J	39,700	461.00	18,301,700
ビジネスエンジニアリング	4,000	6,000.00	24,000,000
WOWOW	12,000	1,434.00	17,208,000
スカラ	14,800	391.00	5,786,800
フルキャストホールディングス	13,300	1,704.00	22,663,200
エン	26,500	1,550.00	41,075,000
セルソース	10,700	528.00	5,649,600
あすか製薬ホールディングス	13,600	2,083.00	28,328,800
サワイグループホールディングス	82,400	1,867.50	153,882,000
富士フイルムホールディングス	961,700	3,524.00	3,389,030,800
コニカミノルタ	358,600	512.50	183,782,500
資生堂	309,200	2,483.50	767,898,200

ライオン	183,000	1,527.50	279,532,500
高砂香料工業	54,500	1,486.00	80,987,000
マンダム	31,700	2,285.00	72,434,500
ミルボン	25,500	2,387.00	60,868,500
コーセー	36,000	5,653.00	203,508,000
コタ	16,200	1,310.00	21,222,000
ポーラ・オルビスホールディングス	81,700	1,307.50	106,822,750
ノエビアホールディングス	14,300	4,270.00	61,061,000
新日本製薬	9,100	2,256.00	20,529,600
I-n-e	5,400	1,300.00	7,020,000
アクシージア	10,700	440.00	4,708,000
エステー	11,100	1,563.00	17,349,300
コニシ	50,300	1,254.00	63,076,200
長谷川香料	30,500	2,767.00	84,393,500
小林製薬	42,000	5,194.00	218,148,000
荒川化学工業	14,900	1,054.00	15,704,600
メック	11,900	3,970.00	47,243,000
日本高純度化学	4,200	2,985.00	12,537,000
タカラバイオ	50,200	950.00	47,690,000
JCU	17,600	4,485.00	78,936,000
OATアグリオ	6,600	2,254.00	14,876,400
デクセリアルズ	136,400	2,129.00	290,395,600
アース製薬	14,600	5,070.00	74,022,000
北興化学工業	11,900	1,694.00	20,158,600
大成ラミックグループ	4,900	2,679.00	13,127,100
クミアイ化学工業	71,300	717.00	51,122,100
日本農薬	24,400	933.00	22,765,200
ニチレキグループ	17,000	2,508.00	42,636,000
ユシロ	7,900	2,108.00	16,653,200
JX金属	414,000	2,010.00	832,140,000
富士石油	42,000	479.00	20,118,000
出光興産	689,600	1,001.00	690,289,600
ENEOSホールディングス	2,414,100	915.60	2,210,349,960
コスモエネルギーホールディングス	105,000	3,433.00	360,465,000
ANYCOLOR	21,500	5,760.00	123,840,000
テスホールディングス	33,900	356.00	12,068,400
インフロニア・ホールディングス	163,500	1,632.50	266,913,750
横浜ゴム	89,100	5,190.00	462,429,000
TOYO TIRE	100,800	3,934.00	396,547,200
ブリヂストン	466,800	6,582.00	3,072,477,600
住友ゴム工業	172,100	1,732.00	298,077,200
藤倉コンポジット	15,400	1,895.00	29,183,000
オカモト	8,200	5,010.00	41,082,000
アキレス	8,500	1,270.00	10,795,000
フコク	9,400	1,795.00	16,873,000
ニッタ	15,600	3,950.00	61,620,000
住友理工	30,800	2,033.00	62,616,400
三ツ星ベルト	22,100	3,615.00	79,891,500
パンドー化学	23,900	1,927.00	46,055,300
AGC	155,200	4,741.00	735,803,200

日本板硝子	81,500	532.00	43,358,000
有沢製作所	24,100	1,561.00	37,620,100
日本電気硝子	53,200	4,797.00	255,200,400
オハラ	7,400	1,122.00	8,302,800
住友大阪セメント	27,700	3,712.00	102,822,400
太平洋セメント	98,300	3,686.00	362,333,800
日本ヒューム	14,100	3,270.00	46,107,000
日本コンクリート工業	30,700	315.00	9,670,500
三谷セキサン	5,600	7,880.00	44,128,000
アジアパイルホールディングス	22,700	1,161.00	26,354,700
東海カーボン	160,500	1,076.00	172,698,000
日本カーボン	9,100	4,295.00	39,084,500
東洋炭素	13,700	4,645.00	63,636,500
ノリタケ	17,600	4,685.00	82,456,000
TOTO	115,700	3,797.00	439,312,900
日本碍子	177,200	2,430.00	430,596,000
日本特殊陶業	130,300	5,858.00	763,297,400
MARUWA	6,600	39,220.00	258,852,000
品川リフラ	19,600	1,812.00	35,515,200
黒崎播磨	11,000	4,135.00	45,485,000
ヨータイ	7,800	1,719.00	13,408,200
フジミインコーポレーテッド	42,900	2,270.00	97,383,000
ニチアス	40,600	5,448.00	221,188,800
日本製鉄	4,154,000	602.10	2,501,123,400
神戸製鋼所	330,000	1,711.50	564,795,000
中山製鋼所	34,000	614.00	20,876,000
合同製鐵	9,200	3,825.00	35,190,000
JFEホールディングス	494,400	1,773.50	876,818,400
東京製鐵	45,800	1,433.00	65,631,400
共英製鋼	16,200	2,158.00	34,959,600
大和工業	30,800	9,428.00	290,382,400
東京鐵鋼	7,100	5,720.00	40,612,000
大阪製鐵	7,400	2,559.00	18,936,600
ヨドコウ	76,700	1,289.00	98,866,300
中部鋼鈑	13,300	2,072.00	27,557,600
丸一鋼管	150,300	1,271.00	191,031,300
モリ工業	19,400	988.00	19,167,200
大同特殊鋼	103,500	1,315.00	136,102,500
日本冶金工業	11,200	4,225.00	47,320,000
愛知製鋼	35,800	2,604.00	93,223,200
大平洋金属	15,300	1,962.00	30,018,600
新日本電工	98,200	337.00	33,093,400
栗本鐵工所	37,000	1,782.00	65,934,000
日本製鋼所	48,800	9,245.00	451,156,000
三菱製鋼	12,200	1,799.00	21,947,800
日本精線	13,100	1,081.00	14,161,100
エンビプロ・ホールディングス	16,300	484.00	7,889,200
大紀アルミニウム工業所	23,700	1,113.00	26,378,100
日本輕金属ホールディングス	48,000	2,019.00	96,912,000
三井金属	41,200	13,195.00	543,634,000

東邦亜鉛	13,000	688.00	8,944,000
三菱マテリアル	117,200	2,827.50	331,383,000
住友金属鉱山	207,500	5,100.00	1,058,250,000
DOWAホールディングス	44,400	5,489.00	243,711,600
古河機械金属	19,500	2,723.00	53,098,500
大阪チタニウムテクノロジーズ	28,500	2,345.00	66,832,500
東邦チタニウム	34,000	1,504.00	51,136,000
UACJ	88,000	1,692.00	148,896,000
CKサンエツ	3,100	4,050.00	12,555,000
古河電気工業	54,800	8,829.00	483,829,200
住友電気工業	566,400	4,329.00	2,451,945,600
フジクラ	176,000	15,745.00	2,771,120,000
SWCC	22,000	7,390.00	162,580,000
平河ビューテック	11,200	2,150.00	24,080,000
いよぎんホールディングス	205,100	2,039.00	418,198,900
しずおかフィナンシャルグループ	345,100	1,931.50	666,560,650
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	131,800	2,042.50	269,201,500
楽天銀行	72,700	7,815.00	568,150,500
京都フィナンシャルグループ	197,100	3,014.00	594,059,400
リョービ	19,400	2,741.00	53,175,400
AREホールディングス	66,400	2,205.00	146,412,000
東洋製罐グループホールディングス	97,000	3,298.00	319,906,000
ホッカンホールディングス	8,700	2,165.00	18,835,500
コロナ	9,200	899.00	8,270,800
横河ブリッジホールディングス	28,300	2,742.00	77,598,600
三和ホールディングス	159,100	4,125.00	656,287,500
文化シヤッター	43,000	2,135.00	91,805,000
三協立山	20,500	598.00	12,259,000
アルインコ	12,500	1,052.00	13,150,000
LIXIL	239,300	1,723.00	412,313,900
ノーリツ	28,900	2,003.00	57,886,700
長府製作所	16,300	1,898.00	30,937,400
リンナイ	85,500	3,368.00	287,964,000
ユニプレス	28,700	1,164.00	33,406,800
日東精工	24,000	614.00	14,736,000
岡部	29,300	899.00	26,340,700
ジーテクト	18,300	1,928.00	35,282,400
東プレ	28,900	2,164.00	62,539,600
高周波熱錬	24,300	1,183.00	28,746,900
東京製綱	9,800	1,420.00	13,916,000
サンコール	18,200	988.00	17,981,600
パイオラックス	22,000	1,727.00	37,994,000
エイチワン	16,900	1,389.00	23,474,100
日本発条	137,600	2,416.50	332,510,400
中央発條	10,700	3,325.00	35,577,500
三浦工業	74,500	2,795.50	208,264,750
タクマ	52,700	2,203.00	116,098,100
アイ・アールジャパンホールディングス	8,200	850.00	6,970,000
Keepers 技研	10,200	3,495.00	35,649,000

Gunosy	13,100	606.00	7,938,600
イー・ガーディアン	5,000	1,790.00	8,950,000
ジャパンマテリアル	50,100	1,844.00	92,384,400
ベクトル	22,200	1,085.00	24,087,000
チャーム・ケア・コーポレーション	13,600	1,085.00	14,756,000
キャリアリンク	6,000	2,356.00	14,136,000
I B J	12,300	807.00	9,926,100
アサンテ	7,800	1,617.00	12,612,600
バリューHR	14,800	1,652.00	24,449,600
M&Aキャピタルパートナーズ	13,200	3,080.00	40,656,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,500	1,002.00	6,513,000
シグマクシス・ホールディングス	47,900	861.00	41,241,900
ウィルグループ	13,700	1,003.00	13,741,100
リクルートホールディングス	1,209,000	7,996.00	9,667,164,000
エラン	14,400	788.00	11,347,200
ツガミ	34,400	2,384.00	82,009,600
オークマ	28,200	3,410.00	96,162,000
芝浦機械	21,000	4,060.00	85,260,000
アマダ	214,600	1,817.50	390,035,500
アイダエンジニアリング	35,800	909.00	32,542,200
F U J I	69,800	2,683.00	187,273,400
牧野フライス製作所	17,700	11,300.00	200,010,000
オーエスジー	59,000	2,203.50	130,006,500
旭ダイヤモンド工業	40,100	820.00	32,882,000
DMG森精機	110,000	3,014.00	331,540,000
ソディック	39,100	871.00	34,056,100
ディスコ	77,300	51,500.00	3,980,950,000
日東工器	6,100	1,721.00	10,498,100
日進工具	13,300	751.00	9,988,300
富士ダイス	11,900	822.00	9,781,800
日本郵政	1,622,500	1,410.00	2,287,725,000
ベルシステム24ホールディングス	17,500	1,267.00	22,172,500
鎌倉新書	13,900	572.00	7,950,800
エアトリ	12,000	882.00	10,584,000
アトラエ	11,500	737.00	8,475,500
ストライク	7,800	4,125.00	32,175,000
ソラスト	45,100	482.00	21,738,200
セラク	5,200	1,603.00	8,335,600
インソース	35,500	914.00	32,447,000
豊田自動織機	135,600	16,645.00	2,257,062,000
リケンNPR	20,100	3,040.00	61,104,000
島精機製作所	25,500	1,009.00	25,729,500
オプトラン	26,200	1,621.00	42,470,200
イワキ	10,900	2,477.00	26,999,300
フリーー	15,200	1,076.00	16,355,200
ヤマシンフィルタ	34,000	754.00	25,636,000
日阪製作所	17,100	1,322.00	22,606,200
やまびこ	26,100	2,519.00	65,745,900
野村マイクロ・サイエンス	26,500	3,245.00	85,992,500

平田機工	22,900	1,911.00	43,761,900
PEGASUS	17,700	677.00	11,982,900
マルマエ	6,800	1,778.00	12,090,400
タツモ	11,500	2,376.00	27,324,000
ナブテスコ	93,600	3,548.00	332,092,800
三井海洋開発	40,600	7,700.00	312,620,000
レオン自動車	16,900	1,387.00	23,440,300
SMC	45,600	51,020.00	2,326,512,000
ホソカワミクロン	12,200	5,710.00	69,662,000
ユニオンツール	6,900	6,560.00	45,264,000
瑞光	13,600	971.00	13,205,600
オイレス工業	21,700	2,268.00	49,215,600
日精エー・エス・ビー機械	6,400	6,710.00	42,944,000
サトー	20,000	2,150.00	43,000,000
技研製作所	15,200	1,557.00	23,666,400
日本エアージェット	7,300	1,228.00	8,964,400
日精樹脂工業	10,700	854.00	9,137,800
ワイエイシイホールディングス	16,400	817.00	13,398,800
小松製作所	791,500	5,163.00	4,086,514,500
住友重機械工業	95,100	3,517.00	334,466,700
日立建機	64,000	4,649.00	297,536,000
日工	24,000	754.00	18,096,000
巴工業	18,900	1,589.00	30,032,100
井関農機	15,200	2,261.00	34,367,200
TOWA	49,300	2,033.00	100,226,900
北川鉄工所	6,200	1,538.00	9,535,600
ローツェ	84,000	2,409.00	202,356,000
クボタ	821,500	1,900.00	1,560,850,000
荏原実業	7,500	4,260.00	31,950,000
東洋エンジニアリング	23,100	1,645.00	37,999,500
三菱化工機	17,000	2,768.00	47,056,000
月島ホールディングス	21,600	2,453.00	52,984,800
帝国電機製作所	10,100	3,050.00	30,805,000
新東工業	35,600	1,014.00	36,098,400
澁谷工業	15,200	3,370.00	51,224,000
アイチコーポレーション	26,500	1,325.00	35,112,500
小森コーポレーション	39,400	1,461.00	57,563,400
鶴見製作所	22,600	1,975.00	44,635,000
酒井重工業	6,200	2,025.00	12,555,000
荏原製作所	329,600	3,812.00	1,256,435,200
西島製作所	13,800	2,014.00	27,793,200
AIRMAN	16,200	1,936.00	31,363,200
ダイキン工業	209,200	17,280.00	3,614,976,000
オルガノ	24,800	11,380.00	282,224,000
トーヨーカネツ	6,000	4,395.00	26,370,000
栗田工業	89,900	5,122.00	460,467,800
椿本チエイン	69,400	2,094.00	145,323,600
日機装	37,000	1,449.00	53,613,000
木村化工機	12,300	1,044.00	12,841,200
レイズネクスト	22,700	1,875.00	42,562,500

アネスト岩田	26,900	1,512.00	40,672,800
ダイフク	271,100	4,658.00	1,262,783,800
サムコ	4,100	3,850.00	15,785,000
タダノ	84,700	1,020.50	86,436,350
フジテック	51,600	5,640.00	291,024,000
CKD	44,500	2,998.00	133,411,000
平和	53,500	2,019.00	108,016,500
理想科学工業	25,600	1,140.00	29,184,000
SANKYO	185,700	2,622.50	486,998,250
日本金銭機械	19,400	944.00	18,313,600
マースグループホールディングス	11,000	3,000.00	33,000,000
ガリレイ	23,600	3,525.00	83,190,000
ダイコク電機	6,900	2,672.00	18,436,800
竹内製作所	29,100	5,800.00	168,780,000
アマノ	42,300	4,010.00	169,623,000
JUKI	25,000	425.00	10,625,000
ジャノメ	13,900	1,084.00	15,067,600
ブラザー工業	214,600	2,487.00	533,710,200
マックス	19,900	5,500.00	109,450,000
モリタホールディングス	25,000	2,308.00	57,700,000
グローリー	42,200	3,530.00	148,966,000
新晃工業	45,900	1,245.00	57,145,500
大和冷機工業	24,600	1,601.00	39,384,600
セガサミーホールディングス	131,600	2,886.50	379,863,400
TPR	40,600	1,166.00	47,339,600
ツバキ・ナカシマ	39,600	373.00	14,770,800
ホシザキ	103,500	5,379.00	556,726,500
大豊工業	13,900	683.00	9,493,700
日本精工	297,500	735.50	218,811,250
NTN	380,000	336.00	127,680,000
ジェイテクト	132,500	1,403.00	185,897,500
不二越	11,900	3,910.00	46,529,000
ミネベアミツミ	279,200	2,807.00	783,714,400
日本トムソン	43,600	661.00	28,819,600
THK	85,000	4,235.00	359,975,000
YUSHIN	15,000	578.00	8,670,000
前澤給装工業	11,500	1,416.00	16,284,000
イーグル工業	17,700	2,597.00	45,966,900
PILLAR	15,000	4,460.00	66,900,000
キッツ	57,300	1,676.00	96,034,800
日立製作所	4,085,500	4,262.00	17,412,401,000
三菱電機	1,633,800	3,793.00	6,197,003,400
富士電機	97,600	10,150.00	990,640,000
安川電機	174,600	4,062.00	709,225,200
シンフォニアテクノロジー	16,100	9,580.00	154,238,000
明電舎	27,000	5,650.00	152,550,000
山洋電気	20,400	3,320.00	67,728,000
デンヨー	12,200	2,814.00	34,330,800
PHCホールディングス	30,100	1,009.00	30,370,900
KOKUSAI ELECTRIC	112,600	4,204.00	473,370,400

ソシオネクスト	160,000	2,703.50	432,560,000
ベイカレント	120,000	8,422.00	1,010,640,000
Orchestra Holdings	3,900	773.00	3,014,700
アイモバイル	20,600	606.00	12,483,600
MS-Japan	8,800	990.00	8,712,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	127,400	1,830.00	233,142,000
エル・ティール・エス	2,200	2,300.00	5,060,000
ミダックホールディングス	10,000	1,898.00	18,980,000
キュービーネットホールディングス	9,400	1,347.00	12,661,800
オープングループ	25,800	368.00	9,494,400
三櫻工業	22,000	866.00	19,052,000
マキタ	199,700	4,601.00	918,819,700
東芝テック	24,200	2,924.00	70,760,800
芝浦メカトロニクス	11,700	15,900.00	186,030,000
マブチモーター	77,500	2,516.50	195,028,750
ニデック	709,000	2,537.00	1,798,733,000
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	10,300	260.00	2,678,000
トレックス・セミコンダクター	7,400	1,554.00	11,499,600
東光高岳	8,500	2,984.00	25,364,000
ダブル・スコープ	49,400	214.00	10,571,600
宮越ホールディングス	7,000	930.00	6,510,000
ダイヘン	15,300	8,980.00	137,394,000
ヤーマン	31,100	756.00	23,511,600
JVCケンウッド	126,700	1,121.00	142,030,700
ミマキエンジニアリング	13,300	1,642.00	21,838,600
大崎電気工業	34,600	1,213.00	41,969,800
オムロン	147,100	4,231.00	622,380,100
日東工業	21,500	3,445.00	74,067,500
I D E C	22,400	2,309.00	51,721,600
ジーエス・ユアサ コーポレーション	71,700	3,740.00	268,158,000
テクノメディカ	3,100	1,886.00	5,846,600
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	6,500	566.00	3,679,000
日本電気	1,135,900	4,636.00	5,266,032,400
富士通	1,478,000	3,738.00	5,524,764,000
沖電気工業	77,800	1,589.00	123,624,200
電気興業	6,500	1,884.00	12,246,000
サンケン電気	16,500	6,766.00	111,639,000
アイホン	9,900	2,753.00	27,254,700
ルネサスエレクトロニクス	1,557,300	1,710.50	2,663,761,650
セイコーエプソン	199,900	1,870.00	373,813,000
ワコム	104,300	780.00	81,354,000
アルバック	35,300	6,531.00	230,544,300
アクセル	7,800	1,183.00	9,227,400
E I Z O	20,800	2,116.00	44,012,800
ジャパンディスプレイ	691,600	17.00	11,757,200
日本信号	36,500	1,224.00	44,676,000
京三製作所	37,400	499.00	18,662,600

能美防災	21,600	3,550.00	76,680,000
ホーチキ	10,300	3,815.00	39,294,500
エレコム	38,200	1,772.00	67,690,400
パナソニック ホールディングス	1,897,500	1,798.00	3,411,705,000
シャープ	231,900	819.50	190,042,050
アンリツ	113,200	1,780.50	201,552,600
ソニーグループ	5,485,500	4,310.00	23,642,505,000
TDK	1,387,000	2,140.00	2,968,180,000
帝国通信工業	6,900	2,480.00	17,112,000
タムラ製作所	64,000	487.00	31,168,000
アルプスアルパイン	130,500	1,824.00	238,032,000
日本電波工業	15,200	989.00	15,032,800
鈴木	8,400	2,098.00	17,623,200
メイコー	15,700	9,070.00	142,399,000
日本トリム	3,900	4,610.00	17,979,000
フォスター電機	16,400	2,397.00	39,310,800
SMK	4,100	2,261.00	9,270,100
ヨコオ	14,300	1,414.00	20,220,200
ホシデン	40,100	2,272.00	91,107,200
ヒロセ電機	23,400	18,555.00	434,187,000
日本航空電子工業	42,000	2,422.00	101,724,000
TOA	16,400	1,241.00	20,352,400
マクセル	30,600	2,046.00	62,607,600
古野電気	18,800	7,320.00	137,616,000
スミダコーポレーション	27,600	1,052.00	29,035,200
アイコム	6,100	2,972.00	18,129,200
リオン	6,600	2,510.00	16,566,000
横河電機	175,900	4,279.00	752,676,100
新電元工業	6,100	3,160.00	19,276,000
アズビル	418,500	1,345.00	562,882,500
日本光電工業	142,300	1,721.50	244,969,450
チノー	13,200	1,278.00	16,869,600
日本電子材料	9,900	3,510.00	34,749,000
堀場製作所	30,100	12,415.00	373,691,500
アドバンテスト	501,400	17,000.00	8,523,800,000
エスベック	14,200	3,310.00	47,002,000
キーエンス	159,000	57,250.00	9,102,750,000
日置電機	8,100	5,970.00	48,357,000
シスメックス	411,700	1,777.00	731,590,900
日本マイクロニクス	26,100	6,620.00	172,782,000
メガチップス	12,200	7,860.00	95,892,000
OBARA GROUP	8,500	4,245.00	36,082,500
デンソー	1,557,800	2,180.00	3,396,004,000
コーセル	17,000	1,184.00	20,128,000
イリソ電子工業	16,200	2,894.00	46,882,800
オブテックスグループ	26,900	2,219.00	59,691,100
千代田インテグレ	5,600	3,070.00	17,192,000
レーザーテック	61,800	19,800.00	1,223,640,000
スタンレー電気	90,400	2,953.00	266,951,200
ウシオ電機	60,300	2,299.50	138,659,850

日本セラミック	13,000	3,380.00	43,940,000
山一電機	13,000	3,520.00	45,760,000
図研	14,600	4,750.00	69,350,000
日本電子	36,700	5,094.00	186,949,800
カシオ計算機	127,100	1,193.50	151,693,850
ファナック	759,400	4,510.00	3,424,894,000
日本シイエムケイ	46,400	349.00	16,193,600
エンプラス	4,900	5,780.00	28,322,000
大真空	19,400	548.00	10,631,200
ローム	288,000	2,250.00	648,000,000
浜松ホトニクス	265,700	1,560.50	414,624,850
三井ハイテック	70,400	748.00	52,659,200
京セラ	988,200	1,960.00	1,936,872,000
太陽誘電	69,600	3,348.00	233,020,800
村田製作所	1,400,400	2,722.50	3,812,589,000
双葉電子工業	30,200	632.00	19,086,400
日東電工	504,400	3,650.00	1,841,060,000
東海理化電機製作所	42,500	2,552.00	108,460,000
ニチコン	37,600	1,380.00	51,888,000
日本ケミコン	19,600	1,437.00	28,165,200
KOA	26,400	1,128.00	29,779,200
三井E&S	85,800	4,300.00	368,940,000
カナデビア	131,500	1,034.00	135,971,000
三菱重工業	2,808,800	3,981.00	11,181,832,800
川崎重工業	119,700	9,467.00	1,133,199,900
I H I	900,900	2,744.00	2,472,069,600
名村造船所	45,300	3,585.00	162,400,500
マネジメントソリューションズ	7,800	1,351.00	10,537,800
プロレド・パートナーズ	4,300	549.00	2,360,700
フロンティア・マネジメント	5,100	687.00	3,503,700
アンビスホールディングス	35,200	602.00	21,190,400
カーブスホールディングス	44,700	830.00	37,101,000
フォーラムエンジニアリング	18,900	1,237.00	23,379,300
FAST FITNESS JAPAN	5,700	1,720.00	9,804,000
Mac bee Planet	6,000	2,051.00	12,306,000
日本車輛製造	6,000	2,818.00	16,908,000
三菱ロジスネクスト	25,300	1,552.00	39,265,600
フルサト・マルカホールディングス	13,500	2,246.00	30,321,000
ヤマエグループホールディングス	18,200	2,542.00	46,264,400
F P G	50,200	2,243.00	112,598,600
ライフネット生命保険	28,700	2,007.00	57,600,900
全国保証	82,400	3,191.00	262,938,400
めぶきフィナンシャルグループ	732,200	876.10	641,480,420
ジャパンインベストメントアドバイザー	25,500	1,846.00	47,073,000
東京きらぼしフィナンシャルグループ	20,000	6,910.00	138,200,000
九州フィナンシャルグループ	275,500	819.30	225,717,150
かんぽ生命保険	176,900	4,125.00	729,712,500
ゆうちょ銀行	1,275,800	1,700.50	2,169,497,900

富山第一銀行	49,800	1,431.00	71,263,800
横浜フィナンシャルグループ	816,700	1,065.00	869,785,500
ジェイリース	11,700	1,517.00	17,748,900
西日本フィナンシャルホールディングス	96,400	2,338.00	225,383,200
SBIアルヒ	16,100	791.00	12,735,100
プレミアグループ	26,400	1,987.00	52,456,800
日産自動車	1,987,500	345.30	686,283,750
いすゞ自動車	466,700	1,843.50	860,361,450
トヨタ自動車	8,453,300	2,871.50	24,273,650,950
日野自動車	239,300	363.50	86,985,550
三菱自動車工業	608,000	379.80	230,918,400
武蔵精密工業	38,800	3,175.00	123,190,000
日産車体	24,300	1,126.00	27,361,800
新明和工業	45,700	1,766.00	80,706,200
極東開発工業	21,400	2,598.00	55,597,200
トピー工業	12,900	2,770.00	35,733,000
ティラド	3,800	6,610.00	25,118,000
曙ブレーキ工業	97,000	110.00	10,670,000
タチエス	29,300	1,903.00	55,757,900
NOK	61,900	2,560.00	158,464,000
フタバ産業	47,900	938.00	44,930,200
カヤバ	27,100	3,790.00	102,709,000
市光工業	28,900	440.00	12,716,000
大同メタル工業	30,900	875.00	27,037,500
プレス工業	62,300	630.00	39,249,000
太平洋工業	36,400	2,665.00	97,006,000
アイシン	316,000	2,492.00	787,472,000
マツダ	488,500	1,044.50	510,238,250
本田技研工業	3,767,600	1,540.50	5,803,987,800
スズキ	1,285,300	2,186.00	2,809,665,800
SUBARU	479,500	3,025.00	1,450,487,500
ヤマハ発動機	787,000	1,080.00	849,960,000
小糸製作所	164,800	2,212.50	364,620,000
エクセディ	25,900	5,140.00	133,126,000
ミツバ	30,000	912.00	27,360,000
豊田合成	45,500	3,585.00	163,117,500
愛三工業	30,200	1,980.00	59,796,000
ヨロズ	16,500	919.00	15,163,500
エフ・シー・シー	27,900	2,970.00	82,863,000
シマノ	67,800	16,870.00	1,143,786,000
テイ・エス テック	59,000	1,798.00	106,082,000
三十三フィナンシャルグループ	13,900	3,425.00	47,607,500
第四北越フィナンシャルグループ	147,900	1,388.00	205,285,200
ひろぎんホールディングス	220,300	1,358.00	299,167,400
おきなわフィナンシャルグループ	12,300	3,590.00	44,157,000
ダイレクトマーケティングミックス	19,700	268.00	5,279,600
ポピンズ	2,900	1,450.00	4,205,000
LITALICO	15,000	1,250.00	18,750,000
十六フィナンシャルグループ	21,900	5,240.00	114,756,000

CCIグループ	154,000	624.00	96,096,000
ネットプロテクションズホールディングス	52,100	843.00	43,920,300
プロクレアホールディングス	17,800	1,637.00	29,138,600
FPパートナー	6,700	2,208.00	14,793,600
あいちフィナンシャルグループ	29,200	3,600.00	105,120,000
小野建	18,400	1,362.00	25,060,800
ノジマ	165,300	1,248.00	206,294,400
佐島電機	11,800	1,793.00	21,157,400
カップ・クリエイト	26,400	1,573.00	41,527,200
伯東	8,700	3,730.00	32,451,000
コンドーテック	12,900	1,683.00	21,710,700
ナガイレーベン	21,100	1,779.00	37,536,900
良品計画	367,400	3,162.00	1,161,718,800
松田産業	12,800	4,300.00	55,040,000
第一興商	65,200	1,611.00	105,037,200
メディパルホールディングス	182,400	2,501.50	456,273,600
アドヴァングループ	14,400	885.00	12,744,000
SPK	6,700	2,276.00	15,249,200
萩原電気ホールディングス	7,100	3,375.00	23,962,500
アルビス	5,600	2,762.00	15,467,200
アズワン	49,300	2,450.50	120,809,650
スズデン	9,600	1,689.00	16,214,400
シモジマ	11,300	1,269.00	14,339,700
ドウシシャ	15,500	2,738.00	42,439,000
高速	10,100	2,835.00	28,633,500
G-7ホールディングス	18,300	1,185.00	21,685,500
たけびし	7,000	1,883.00	13,181,000
イオン北海道	41,700	886.00	36,946,200
コジマ	27,900	1,082.00	30,187,800
コーナン商事	18,400	3,855.00	70,932,000
エコス	6,200	2,714.00	16,826,800
ワタミ	20,200	925.00	18,685,000
リックス	4,100	3,290.00	13,489,000
システムソフト	55,300	68.00	3,760,400
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,699,500	974.90	1,656,842,550
丸文	15,200	1,078.00	16,385,600
西松屋チェーン	37,300	2,056.00	76,688,800
ゼンショーホールディングス	95,500	10,000.00	955,000,000
ハピネット	12,900	6,410.00	82,689,000
幸楽苑	12,500	1,077.00	13,462,500
橋本総業ホールディングス	6,600	1,172.00	7,735,200
日本ライフライン	42,400	1,471.00	62,370,400
サイゼリヤ	21,800	4,775.00	104,095,000
タカショー	13,600	409.00	5,562,400
VTホールディングス	65,600	478.00	31,356,800
アルゴグラフィックス	59,200	1,304.00	77,196,800
魚力	5,900	2,319.00	13,682,100
IDOM	57,000	1,095.00	62,415,000

日本エム・ディ・エム	12,600	493.00	6,211,800
ユナイテッドアローズ	17,900	1,927.00	34,493,300
進和	10,300	3,225.00	33,217,500
ダイトロン	7,100	4,220.00	29,962,000
ハイデイ日高	27,100	3,470.00	94,037,000
シークス	24,200	1,331.00	32,210,200
コロワイド	95,100	1,720.50	163,619,550
オーハシテクニカ	7,800	2,086.00	16,270,800
老番屋	66,400	942.00	62,548,800
白銅	5,100	2,229.00	11,367,900
スギホールディングス	90,500	3,468.00	313,854,000
薬王堂ホールディングス	8,000	2,117.00	16,936,000
島津製作所	228,900	3,756.00	859,748,400
JMS	14,600	430.00	6,278,000
長野計器	10,400	2,100.00	21,840,000
ブイ・テクノロジー	7,500	3,390.00	25,425,000
スター精密	26,900	1,627.00	43,766,300
東京計器	11,200	4,610.00	51,632,000
愛知時計電機	7,400	2,661.00	19,691,400
インターアクション	9,700	1,449.00	14,055,300
東京精密	32,700	9,972.00	326,084,400
マニー	63,700	1,437.00	91,536,900
ニコン	237,800	1,776.00	422,332,800
オリンパス	880,500	1,813.00	1,596,346,500
理研計器	22,600	3,560.00	80,456,000
SCREENホールディングス	62,400	13,275.00	828,360,000
キヤノン電子	17,600	2,762.00	48,611,200
タムロン	81,300	1,041.00	84,633,300
HOYA	306,000	21,210.00	6,490,260,000
ノーリツ鋼機	45,700	1,634.00	74,673,800
A&Dホロンホールディングス	19,900	1,854.00	36,894,600
朝日インテック	193,800	2,304.00	446,515,200
キヤノン	713,800	4,355.00	3,108,599,000
リコー	406,500	1,307.50	531,498,750
シチズン時計	146,300	1,038.00	151,859,400
メニコン	59,400	1,146.00	68,072,400
パラマウントベッドホールディングス	34,300	3,560.00	122,108,000
トランザクション	17,200	1,131.00	19,453,200
ニホンフラッシュ	13,500	819.00	11,056,500
前田工織	32,400	1,930.00	62,532,000
アートネイチャー	16,500	785.00	12,952,500
フルヤ金属	13,500	2,679.00	36,166,500
バンダイナムコホールディングス	425,100	4,735.00	2,012,848,500
SHOEI	41,600	1,652.00	68,723,200
フランスベッドホールディングス	20,600	1,315.00	27,089,000
マーベラス	29,500	536.00	15,812,000
パイロットコーポレーション	24,300	4,618.00	112,217,400
萩原工業	10,700	1,659.00	17,751,300
エイベックス	30,000	1,206.00	36,180,000
フジシールインターナショナル	35,700	2,676.00	95,533,200

タカラトミー	66,700	3,153.00	210,305,100
広済堂ホールディングス	59,900	414.00	24,798,600
レック	20,300	1,064.00	21,599,200
三光合成	20,000	815.00	16,300,000
プロネクス	16,600	1,094.00	18,160,400
TOPPANホールディングス	192,700	3,827.00	737,462,900
大日本印刷	311,800	2,500.50	779,655,900
共同印刷	18,800	1,459.00	27,429,200
NISSHA	30,200	1,320.00	39,864,000
ZACROS	50,400	1,062.00	53,524,800
TAKARA & COMPANY	8,500	4,030.00	34,255,000
前澤化成工業	11,300	2,038.00	23,029,400
未来工業	7,500	3,595.00	26,962,500
アシックス	611,400	3,676.00	2,247,506,400
ツツミ	4,000	2,202.00	8,808,000
JSP	13,100	1,861.00	24,379,100
ニチハ	20,000	2,724.00	54,480,000
ローランド	11,700	3,240.00	37,908,000
エフピコ	35,200	2,476.00	87,155,200
小松ウオール工業	11,700	2,468.00	28,875,600
ヤマハ	269,100	971.90	261,538,290
河合楽器製作所	5,100	2,577.00	13,142,700
クリナップ	15,500	752.00	11,656,000
ピジョン	94,000	1,730.00	162,620,000
キングジム	14,200	833.00	11,828,600
象印マホービン	43,200	1,629.00	70,372,800
リンテック	30,200	3,675.00	110,985,000
信越ポリマー	34,500	1,883.00	64,963,500
イトーキ	34,900	2,382.00	83,131,800
任天堂	1,004,100	12,400.00	12,450,840,000
三菱鉛筆	22,000	2,160.00	47,520,000
松風	16,100	1,896.00	30,525,600
タカラスタANDARD	36,500	2,474.00	90,301,000
コクヨ	330,400	841.90	278,163,760
ナカバヤシ	17,200	566.00	9,735,200
ニフコ	59,700	4,331.00	258,560,700
立川ブラインド工業	7,200	1,859.00	13,384,800
グローブライド	15,600	2,352.00	36,691,200
オカムラ	47,800	2,239.00	107,024,200
バルカー	12,200	3,565.00	43,493,000
伊藤忠商事	1,130,900	8,331.00	9,421,527,900
丸紅	1,382,600	3,620.00	5,005,012,000
スクロール	25,000	1,081.00	27,025,000
ヨンドシーホールディングス	16,000	1,716.00	27,456,000
三陽商会	8,000	3,270.00	26,160,000
長瀬産業	71,900	3,138.00	225,622,200
蝶理	8,900	3,735.00	33,241,500
豊田通商	505,300	4,308.00	2,176,832,400
オンワードホールディングス	103,400	641.00	66,279,400
三共生興	21,900	644.00	14,103,600

兼松	70,300	2,989.50	210,161,850
美津濃	47,100	2,787.00	131,267,700
ルックホールディングス	5,200	2,615.00	13,598,000
三井物産	2,418,400	3,680.00	8,899,712,000
日本紙パルプ商事	80,400	713.00	57,325,200
東京エレクトロン	336,600	28,440.00	9,572,904,000
カメイ	15,700	2,815.00	44,195,500
スターゼン	34,500	1,152.00	39,744,000
セイコーグループ	24,600	6,530.00	160,638,000
山善	56,400	1,396.00	78,734,400
椿本興業	9,200	2,603.00	23,947,600
住友商事	1,008,300	4,395.00	4,431,478,500
B I P R O G Y	54,200	5,932.00	321,514,400
内田洋行	6,100	10,770.00	65,697,000
三菱商事	3,109,400	3,518.00	10,938,869,200
第一実業	16,000	2,657.00	42,512,000
キャノンマーケティングジャパン	39,600	5,800.00	229,680,000
西華産業	23,400	2,117.00	49,537,800
佐藤商事	11,800	2,086.00	24,614,800
東京産業	17,100	912.00	15,595,200
ユアサ商事	14,500	5,060.00	73,370,000
神鋼商事	11,200	2,241.00	25,099,200
阪和興業	27,700	6,300.00	174,510,000
正栄食品工業	11,200	4,150.00	46,480,000
カナデン	12,700	1,988.00	25,247,600
R Y O D E N	13,600	2,962.00	40,283,200
ニプロ	132,400	1,476.50	195,488,600
岩谷産業	167,200	1,573.00	263,005,600
極東貿易	10,100	1,745.00	17,624,500
アステナホールディングス	31,700	464.00	14,708,800
三愛オプリー	39,000	2,024.00	78,936,000
稲畑産業	45,500	3,410.00	155,155,000
G S I クレオス	8,900	2,257.00	20,087,300
明和産業	24,800	855.00	21,204,000
ゴールドウイン	84,900	2,473.50	210,000,150
ユニ・チャーム	996,400	955.40	951,960,560
ワキタ	24,800	1,740.00	43,152,000
東邦ホールディングス	43,300	5,278.00	228,537,400
サンゲツ	42,300	2,963.00	125,334,900
ミツウロコグループホールディングス	21,400	2,169.00	46,416,600
シナネンホールディングス	4,500	6,280.00	28,260,000
伊藤忠エネクス	41,900	1,885.00	78,981,500
サンリオ	136,600	7,435.00	1,015,621,000
サンワテクノス	7,400	2,595.00	19,203,000
新光商事	22,700	1,036.00	23,517,200
トーヨー	7,000	3,275.00	22,925,000
三信電気	6,700	2,678.00	17,942,600
東陽テクニカ	15,500	1,598.00	24,769,000
モスフードサービス	24,700	3,930.00	97,071,000
加賀電子	31,200	3,375.00	105,300,000

都築電気	9,700	3,020.00	29,294,000
ソーダニッカ	16,500	1,000.00	16,500,000
立花エレテック	10,100	2,683.00	27,098,300
木曽路	25,500	2,428.00	61,914,000
S R Sホールディングス	27,800	1,205.00	33,499,000
千趣会	34,000	231.00	7,854,000
リテールパートナーズ	24,900	1,360.00	33,864,000
上新電機	16,700	2,523.00	42,134,100
日本瓦斯	80,400	2,708.00	217,723,200
ロイヤルホールディングス	32,600	2,716.00	88,541,600
チヨダ	16,200	1,003.00	16,248,600
ライフコーポレーション	32,300	2,447.00	79,038,100
リンガーハット	21,600	2,380.00	51,408,000
M r M a x HD	21,000	777.00	16,317,000
A O K Iホールディングス	36,000	1,638.00	58,968,000
オークワ	26,800	841.00	22,538,800
コメリ	22,700	3,075.00	69,802,500
青山商事	35,800	2,278.00	81,552,400
しまむら	39,200	9,579.00	375,496,800
高島屋	225,100	1,723.50	387,959,850
松屋	28,700	1,611.00	46,235,700
エイチ・ツー・オー リテイリング	81,800	2,025.50	165,685,900
近鉄百貨店	9,700	1,963.00	19,041,100
丸井グループ	98,200	2,979.50	292,586,900
クレディセゾン	99,300	3,750.00	372,375,000
アクシアル リテイリング	45,800	1,102.00	50,471,600
イオン	2,052,000	1,878.50	3,854,682,000
イズミ	25,500	3,050.00	77,775,000
フォーバル	6,600	1,241.00	8,190,600
平和堂	28,200	2,801.00	78,988,200
フジ	30,800	1,968.00	60,614,400
ゼビオホールディングス	23,000	1,096.00	25,208,000
ケーズホールディングス	104,000	1,530.00	159,120,000
P A L T A C	26,100	4,491.00	117,215,100
三谷産業	29,400	466.00	13,700,400
あおぞら銀行	108,000	2,247.00	242,676,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,045,500	2,241.00	22,511,965,500
りそなホールディングス	1,920,700	1,420.50	2,728,354,350
三井住友トラストグループ	551,400	4,048.00	2,232,067,200
三井住友フィナンシャルグループ	3,211,100	3,885.00	12,475,123,500
千葉銀行	479,100	1,427.50	683,915,250
群馬銀行	265,500	1,523.00	404,356,500
武蔵野銀行	24,000	3,845.00	92,280,000
千葉興業銀行	37,100	1,530.00	56,763,000
筑波銀行	68,600	283.00	19,413,800
七十七銀行	50,200	5,627.00	282,475,400
秋田銀行	10,500	3,360.00	35,280,000
山形銀行	17,400	1,560.00	27,144,000
岩手銀行	10,000	3,705.00	37,050,000
東邦銀行	180,200	424.00	76,404,800

ふくおかフィナンシャルグループ	136,300	4,189.00	570,960,700
スルガ銀行	105,500	1,469.00	154,979,500
八十二銀行	352,200	1,403.50	494,312,700
山梨中央銀行	17,500	3,075.00	53,812,500
大垣共立銀行	29,800	3,430.00	102,214,000
福井銀行	14,100	2,010.00	28,341,000
清水銀行	6,100	2,001.00	12,206,100
滋賀銀行	23,900	6,010.00	143,639,000
南都銀行	23,800	4,680.00	111,384,000
百五銀行	147,500	885.00	130,537,500
紀陽銀行	55,900	2,765.00	154,563,500
ほくほくフィナンシャルグループ	88,100	3,564.00	313,988,400
山陰合同銀行	98,000	1,291.00	126,518,000
百十四銀行	15,400	4,820.00	74,228,000
四国銀行	23,300	1,359.00	31,664,700
阿波銀行	21,900	3,450.00	75,555,000
大分銀行	9,600	4,720.00	45,312,000
宮崎銀行	10,300	4,260.00	43,878,000
佐賀銀行	9,100	2,998.00	27,281,800
琉球銀行	35,800	1,387.00	49,654,600
セブン銀行	560,900	276.70	155,201,030
みずほフィナンシャルグループ	2,092,600	4,633.00	9,695,015,800
山口フィナンシャルグループ	153,400	1,650.50	253,186,700
芙蓉総合リース	43,600	4,281.00	186,651,600
みずほリース	117,400	1,255.00	147,337,000
東京センチュリー	117,000	1,822.50	213,232,500
SBIホールディングス	252,100	6,489.00	1,635,876,900
日本証券金融	57,300	1,764.00	101,077,200
アイフル	259,500	460.00	119,370,000
名古屋銀行	29,700	3,320.00	98,604,000
北洋銀行	202,300	685.00	138,575,500
愛媛銀行	23,100	1,129.00	26,079,900
京葉銀行	70,300	1,228.00	86,328,400
栃木銀行	71,700	468.00	33,555,600
北日本銀行	5,600	3,545.00	19,852,000
東和銀行	28,900	886.00	25,605,400
リコーリース	15,000	5,740.00	86,100,000
イオンフィナンシャルサービス	90,000	1,423.00	128,070,000
アコム	372,600	446.40	166,328,640
ジャックス	18,600	4,050.00	75,330,000
オリエン特コーポレーション	51,100	979.00	50,026,900
オリックス	898,900	3,702.00	3,327,727,800
三菱HCキャピタル	785,100	1,181.00	927,203,100
ジャフコグループ	46,400	2,493.00	115,675,200
トモニホールディングス	149,700	638.00	95,508,600
大和証券グループ本社	1,119,900	1,119.50	1,253,728,050
野村ホールディングス	2,633,700	1,039.00	2,736,414,300
岡三証券グループ	123,700	662.00	81,889,400
丸三証券	52,100	918.00	47,827,800
東洋証券	39,600	524.00	20,750,400

東海東京フィナンシャル・ホールディングス	186,000	563.00	104,718,000
水戸証券	43,000	515.00	22,145,000
いちよし証券	31,700	814.00	25,803,800
松井証券	107,900	751.00	81,032,900
SOMPOホールディングス	722,200	4,759.00	3,436,949,800
日本取引所グループ	931,700	1,670.00	1,555,939,000
マネックスグループ	153,200	788.00	120,721,600
極東証券	19,500	1,439.00	28,060,500
岩井コスモホールディングス	17,800	2,633.00	46,867,400
アイザワ証券グループ	18,800	1,270.00	23,876,000
フィデアホールディングス	16,300	1,522.00	24,808,600
池田泉州ホールディングス	217,200	615.00	133,578,000
アニコムホールディングス	49,100	799.00	39,230,900
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	1,147,900	3,295.00	3,782,330,500
ソニーフィナンシャルグループ	5,485,500	152.70	837,635,850
スパークス・グループ	17,400	1,577.00	27,439,800
第一生命ホールディングス	2,860,600	1,100.00	3,146,660,000
東京海上ホールディングス	1,494,900	6,177.00	9,233,997,300
イー・ギャランティ	25,500	1,527.00	38,938,500
NECキャピタルソリューション	7,500	3,795.00	28,462,500
T&Dホールディングス	420,600	3,468.00	1,458,640,800
アドバンスクリエイト	12,200	272.00	3,318,400
三井不動産	2,150,600	1,606.00	3,453,863,600
三菱地所	892,400	3,276.00	2,923,502,400
平和不動産	51,000	2,280.00	116,280,000
東京建物	149,300	2,854.50	426,176,850
京阪神ビルディング	26,200	1,661.00	43,518,200
住友不動産	250,500	6,514.00	1,631,757,000
テーオーシー	27,900	798.00	22,264,200
レオパレス21	137,200	661.00	90,689,200
スターツコーポレーション	25,600	4,670.00	119,552,000
フジ住宅	19,700	794.00	15,641,800
空港施設	22,000	992.00	21,824,000
明和地所	12,600	1,011.00	12,738,600
ゴールドクレスト	10,900	3,305.00	36,024,500
リログループ	91,100	1,665.50	151,727,050
エスリード	7,200	5,220.00	37,584,000
日神グループホールディングス	25,000	591.00	14,775,000
エスコン	41,200	1,013.00	41,735,600
MIRARTHホールディングス	91,600	379.00	34,716,400
ランド	982,500	10.00	9,825,000
カチタス	42,200	2,601.00	109,762,200
東祥	13,700	750.00	10,275,000
トーセイ	23,200	3,195.00	74,124,000
サンフロンティア不動産	26,000	2,262.00	58,812,000
FJネクストホールディングス	16,600	1,477.00	24,518,200
グランディハウス	14,800	563.00	8,332,400
東武鉄道	167,600	2,515.00	421,514,000

相鉄ホールディングス	52,400	2,614.00	136,973,600
東急	446,000	1,714.50	764,667,000
京浜急行電鉄	196,900	1,431.50	281,862,350
小田急電鉄	262,900	1,605.00	421,954,500
京王電鉄	78,300	3,803.00	297,774,900
京成電鉄	276,800	1,322.00	365,929,600
富士急行	19,600	2,450.00	48,020,000
東日本旅客鉄道	876,900	3,607.00	3,162,978,300
西日本旅客鉄道	392,100	3,133.00	1,228,449,300
東海旅客鉄道	612,500	4,266.00	2,612,925,000
東京地下鉄	354,500	1,616.50	573,049,250
西武ホールディングス	173,200	5,582.00	966,802,400
鴻池運輸	27,000	3,125.00	84,375,000
西日本鉄道	45,800	2,253.50	103,210,300
ハマキョウレックス	54,600	1,571.00	85,776,600
サカイ引越センター	20,100	2,845.00	57,184,500
近鉄グループホールディングス	170,000	2,974.50	505,665,000
阪急阪神ホールディングス	210,500	4,242.00	892,941,000
南海電気鉄道	70,800	2,661.50	188,434,200
京阪ホールディングス	82,600	3,237.00	267,376,200
神戸電鉄	4,500	2,414.00	10,863,000
名古屋鉄道	175,600	1,710.00	300,276,000
山陽電気鉄道	12,000	2,055.00	24,660,000
ヤマトホールディングス	192,900	2,225.50	429,298,950
山九	36,300	7,866.00	285,535,800
丸全昭和運輸	9,900	6,710.00	66,429,000
センコーグループホールディングス	104,500	1,988.00	207,746,000
ニッコンホールディングス	90,400	3,362.00	303,924,800
福山通運	17,000	3,750.00	63,750,000
セイノーホールディングス	78,200	2,157.00	168,677,400
神奈川中央交通	4,800	3,550.00	17,040,000
AZ-COM丸和ホールディングス	49,400	1,085.00	53,599,000
日本郵船	309,800	5,029.00	1,557,984,200
商船三井	301,800	4,378.00	1,321,280,400
川崎汽船	342,200	2,065.50	706,814,100
NSユナイテッド海運	10,100	5,250.00	53,025,000
飯野海運	58,300	1,156.00	67,394,800
九州旅客鉄道	121,700	3,871.00	471,100,700
SGホールディングス	266,500	1,450.50	386,558,250
NIPPON EXPRESSホールディングス	170,200	3,363.00	572,382,600
日本航空	363,900	2,870.00	1,044,393,000
ANAホールディングス	432,000	2,773.50	1,198,152,000
ビーウィズ	3,500	1,467.00	5,134,500
サンウェルズ	6,200	600.00	3,720,000
TREホールディングス	37,600	1,488.00	55,948,800
人・夢・技術グループ	6,600	1,637.00	10,804,200
シルバーライフ	4,900	851.00	4,169,900
Genky Drug Stores	14,900	4,895.00	72,935,500
コア商事ホールディングス	12,300	781.00	9,606,300

K P Pグループホールディングス	34,900	746.00	26,035,400
ブックオフグループホールディングス	12,200	1,442.00	17,592,400
ギフトホールディングス	9,500	3,415.00	32,442,500
三菱倉庫	157,700	1,133.50	178,752,950
三井倉庫ホールディングス	49,100	3,975.00	195,172,500
住友倉庫	47,000	3,175.00	149,225,000
澁澤倉庫	28,400	1,118.00	31,751,200
ヤマタネ	13,100	2,492.00	32,645,200
乾汽船	20,100	1,595.00	32,059,500
日本トランスシティ	32,000	1,115.00	35,680,000
中央倉庫	9,400	1,308.00	12,295,200
安田倉庫	11,000	2,155.00	23,705,000
N I S S Oホールディングス	14,200	638.00	9,059,600
大栄環境	35,600	3,490.00	124,244,000
GENOVA	5,600	613.00	3,432,800
日本管財ホールディングス	17,100	2,664.00	45,554,400
上組	69,800	4,503.00	314,309,400
キューソー流通システム	9,000	2,685.00	24,165,000
エーアイテイー	10,000	2,047.00	20,470,000
T B Sホールディングス	78,700	5,174.00	407,193,800
日本テレビホールディングス	141,200	3,708.00	523,569,600
朝日放送グループホールディングス	19,900	725.00	14,427,500
テレビ朝日ホールディングス	38,500	3,050.00	117,425,000
スカパーJ S A Tホールディングス	123,800	1,390.00	172,082,000
テレビ東京ホールディングス	9,900	4,720.00	46,728,000
ビジョン	33,300	1,198.00	39,893,400
U-NEXT HOLDINGS	53,500	2,074.00	110,959,000
日本通信	128,100	141.00	18,062,100
N T T	47,440,800	152.20	7,220,489,760
K D D I	2,241,100	2,369.50	5,310,286,450
ソフトバンク	25,621,200	216.00	5,534,179,200
光通信	18,300	40,410.00	739,503,000
エムティーアイ	11,100	754.00	8,369,400
GMOインターネットグループ	51,900	3,447.00	178,899,300
ファイバーゲート	8,200	677.00	5,551,400
K A D O K A W A	81,500	3,538.00	288,347,000
学研ホールディングス	29,200	1,028.00	30,017,600
ゼンリン	27,100	1,033.00	27,994,300
東京電力ホールディングス	1,338,000	749.40	1,002,697,200
中部電力	586,100	2,053.50	1,203,556,350
関西電力	775,600	2,181.50	1,691,971,400
中国電力	276,300	856.50	236,650,950
北陸電力	162,700	866.60	140,995,820
東北電力	418,500	1,086.50	454,700,250
四国電力	148,100	1,360.50	201,490,050
九州電力	366,600	1,470.00	538,902,000
北海道電力	166,200	1,108.00	184,149,600
沖縄電力	40,900	1,024.00	41,881,600
電源開発	119,600	2,827.50	338,169,000
エフオン	11,800	407.00	4,802,600

イーレックス	30,800	724.00	22,299,200
レノバ	43,400	883.00	38,322,200
東京瓦斯	286,800	5,255.00	1,507,134,000
大阪瓦斯	307,500	4,116.00	1,265,670,000
東邦瓦斯	58,400	4,347.00	253,864,800
北海道瓦斯	47,300	673.00	31,832,900
広島ガス	33,800	364.00	12,303,200
西部ガスホールディングス	16,600	1,911.00	31,722,600
静岡ガス	36,200	1,118.00	40,471,600
メタウォーター	21,600	2,892.00	62,467,200
M&A総研ホールディングス	21,100	1,108.00	23,378,800
アイネット	9,800	2,524.00	24,735,200
松竹	9,100	12,450.00	113,295,000
東宝	94,200	9,758.00	919,203,600
エイチ・アイ・エス	47,500	1,317.00	62,557,500
東映	26,200	5,410.00	141,742,000
ラックランド	6,700	1,193.00	7,993,100
共立メンテナンス	55,400	3,021.00	167,363,400
イチネンホールディングス	16,000	1,943.00	31,088,000
建設技術研究所	16,800	2,801.00	47,056,800
スペース	11,900	1,358.00	16,160,200
アインホールディングス	16,900	6,531.00	110,373,900
燦ホールディングス	13,700	1,428.00	19,563,600
ピー・シー・エー	10,500	1,923.00	20,191,500
スバル興業	6,200	3,415.00	21,173,000
タナベコンサルティンググループ	13,900	652.00	9,062,800
ビジネスブレイン太田昭和	6,700	2,949.00	19,758,300
ナガワ	4,500	6,150.00	27,675,000
東京都競馬	12,000	5,590.00	67,080,000
カナモト	23,000	3,520.00	80,960,000
D T S	108,400	1,264.00	137,017,600
スクウェア・エニックス・ホールディングス	240,300	3,073.00	738,441,900
シーイーシー	20,100	2,249.00	45,204,900
カプコン	316,900	4,123.00	1,306,578,700
ニシオホールディングス	13,600	4,135.00	56,236,000
アイ・エス・ビー	7,300	1,795.00	13,103,500
日本空港ビルデング	55,400	4,744.00	262,817,600
トランス・コスモス	20,700	3,540.00	73,278,000
乃村工藝社	71,300	1,023.00	72,939,900
S C S K	130,300	4,211.00	548,693,300
藤田観光	6,500	10,370.00	67,405,000
K N T - C Tホールディングス	9,800	1,570.00	15,386,000
トーカイ	14,500	2,180.00	31,610,000
セコム	333,000	5,203.00	1,732,599,000
N S W	6,900	2,528.00	17,443,200
セントラル警備保障	8,700	2,520.00	21,924,000
アイネス	12,500	1,978.00	24,725,000
丹青社	34,700	1,329.00	46,116,300
メイテックグループホールディングス	60,200	3,104.00	186,860,800

TKC	24,800	4,135.00	102,548,000
応用地質	15,300	2,839.00	43,436,700
船井総研ホールディングス	32,800	2,451.00	80,392,800
NSD	61,500	3,295.00	202,642,500
コナミグループ	59,700	21,560.00	1,287,132,000
学究社	6,500	2,294.00	14,911,000
ナック	16,700	535.00	8,934,500
福井コンピュータホールディングス	11,200	3,105.00	34,776,000
ダイセキ	39,200	3,160.00	123,872,000
ステップ	6,000	2,357.00	14,142,000
泉州電業	11,200	4,430.00	49,616,000
GENKI GLOBAL DINI NG CONCEPTS	9,600	3,125.00	30,000,000
トラスコ中山	35,400	2,339.00	82,800,600
ヤマダホールディングス	517,200	460.50	238,170,600
オートボックスセブン	58,500	1,524.00	89,154,000
モリト	13,300	1,544.00	20,535,200
アー克蘭ズ	50,100	1,751.00	87,725,100
ニトリホールディングス	307,000	2,479.00	761,053,000
グルメ杵屋	13,700	953.00	13,056,100
ケーユーホールディングス	9,900	1,158.00	11,464,200
吉野家ホールディングス	65,900	3,288.00	216,679,200
加藤産業	20,700	5,850.00	121,095,000
イノテック	11,500	1,581.00	18,181,500
イエローハット	53,000	1,591.00	84,323,000
松屋フーズホールディングス	7,700	6,150.00	47,355,000
JBC Cホールディングス	42,300	1,214.00	51,352,200
JKホールディングス	12,900	1,229.00	15,854,100
サガミホールディングス	26,900	1,777.00	47,801,300
日伝	9,700	2,597.00	25,190,900
ミロク情報サービス	14,500	1,790.00	25,955,000
杉本商事	15,000	1,733.00	25,995,000
因幡電機産業	46,800	4,078.00	190,850,400
王将フードサービス	30,900	3,480.00	107,532,000
ミニストップ	14,100	2,044.00	28,820,400
アークス	28,400	3,015.00	85,626,000
バローホールディングス	32,100	2,818.00	90,457,800
東テク	16,900	3,030.00	51,207,000
ミスミグループ本社	254,100	2,208.50	561,179,850
ベルク	8,100	7,400.00	59,940,000
大 庄	10,200	1,148.00	11,709,600
ファーストリテイリング	113,600	51,470.00	5,846,992,000
ソフトバンクグループ	786,800	20,880.00	16,428,384,000
スズケン	51,500	5,779.00	297,618,500
サンドラッグ	56,500	4,176.00	235,944,000
サックスパー ホールディングス	16,100	769.00	12,380,900
ジェコス	10,100	1,351.00	13,645,100
ベルーナ	40,700	977.00	39,763,900
合計	320,211,300		703,767,761,460

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2025年10月31日現在

I 資産総額	28,795,730,879円
II 負債総額	17,294,797円
III 純資産総額 (I - II)	28,778,436,082円
IV 発行済数量	5,125,958,192口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	5.6143円

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド (最適化法) ・マザーファンド

2025年10月31日現在

I 資産総額	781,623,870,127円
II 負債総額	14,583,457,400円
III 純資産総額 (I - II)	767,040,412,727円
IV 発行済数量	125,970,434,525口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	6.0891円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年10月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年10月31日現在）

#### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

#### ② 投資運用の意思決定機構

##### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

##### 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年10月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,681,381,415,954
追加型株式投資信託	749	19,364,087,879,638
単位型公社債投資信託	18	28,179,940,653
単位型株式投資信託	170	902,403,490,275
合計	963	21,976,052,726,520

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第41期中間会計期間（自2025年4月1日至2025年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	—	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産計	95,843	99,390
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 918	※1 841
器具備品	※1 130	※1 352
リース資産	※1 5	※1 3
建設仮勘定	39	163
無形固定資産		
ソフトウェア	2,951	2,740
ソフトウェア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産計	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費				
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
賞与引当金繰入額	1,927		2,198	
役員賞与引当金繰入額	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
諸経費	240		313	
一般管理費計		20,172		21,366
営業利益		19,788		21,204

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		4		12
受取配当金	※1	899	※1	450
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		18		11
時効後支払損引当金戻入額		35		7
営業外収益計		959		482
営業外費用				
為替差損		19		39
金銭の信託運用損		1,008		329
早期割増退職金		6		6
雑損失		0		—
営業外費用計		1,034		374
経常利益		19,712		21,312
特別利益				
固定資産売却益		—	※2	6
特別利益計		—		6
特別損失				
固定資産除却損		6		13
関係会社株式評価損		1,362		31
減損損失	※3	231		—
関係会社清算損		—		25
特別損失計		1,601		70
税引前当期純利益		18,111		21,247
法人税、住民税及び事業税		5,769		7,356
法人税等調整額		△510		△435
法人税等合計		5,258		6,920
当期純利益		12,852		14,326

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							△ 10,855	△ 10,855	△ 10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			△ 10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	△0	△0	84,318

## 重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p>

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

※2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
ソフトウェア	—	6

※3. 減損損失

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度については、該当事項ありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生 (予定) 日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種 類株式					

## 第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 (財 産) の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ (以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC (以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社 (以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日
	A種種類 株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	0	0	—
資産計	31,342	31,342	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	40,201	—	—	—
(2) 有価証券	0	—	—	—
(3) 金銭の信託	31,340	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	19,595	—	—	—
(5) 未収運用受託報酬	4,015	—	—	—
(6) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	0	—	—
合計	95,154	0	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	—	0	—	0
(2) 金銭の信託	—	31,340	—	31,340
(3) 投資有価証券 その他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,342	—	31,342

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期（2025年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	△246	△321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	△40	△44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第39期</u>	<u>第40期</u>
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額 (一括償却資産)	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額 (税法上)	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>3,406</u>	<u>3,842</u>
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,406</u>	<u>3,842</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第39期</u>	<u>第40期</u>
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.44 %	△0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	—	3.56 %
税率変更による影響	—	△0.18 %
その他	△0.14 %	△0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.04 %</u>	<u>32.57 %</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

#### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

#### 2. 企業結合日

2016年10月1日

#### 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

#### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

#### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

#### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

#### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

#### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

#### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	47,640百万円	43,829百万円
顧客関連資産	17,109百万円	13,661百万円

(2) 損益計算書項目

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△7,649百万円	△7,259百万円
経常利益	△7,649百万円	△7,259百万円
税引前当期純利益	△7,649百万円	△7,259百万円
当期純利益	△6,474百万円	△6,298百万円
1株当たり当期純利益	△161,850円28銭	△157,468円47銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc. (当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬(注)	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 及び第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567億円	持株会社	(被所有)直接51%	—	持株会社	現物配当	402	—	—
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443億円	持株会社	(被所有)直接49%	—	持株会社	現物配当	172	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 現物配当の詳細については、(株主資本等変動計算書関係) 2. 配当に関する事項及び(企業結合等関係)(共通支配下の取引等)に記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
親会社の	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	8,140	未払手数料	1,870
子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	16,655	未払手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関 係				
親会 社の 子会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行 業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	9,048	未払 手数料	1,976
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券 業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	20,086	未払 手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。  
(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ  
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月21日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		第41期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		35,621
金銭の信託		31,531
未収委託者報酬		20,567
未収運用受託報酬		4,102
未収投資助言報酬		366
未収収益		15
前払費用		1,636
その他		2,150
	流動資産計	95,993
固定資産		
有形固定資産		1,250
建物	※1	787
器具備品	※1	437
リース資産	※1	2
建設仮勘定		22
無形固定資産		3,590
ソフトウェア		2,417
ソフトウェア仮勘定		1,173
電話加入権		0
投資その他の資産		7,747
投資有価証券		183
関係会社株式		3,514
長期差入保証金		778
繰延税金資産		3,037
その他		233
	固定資産計	12,588
資産合計		108,581

(単位：百万円)

	第41期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	314
リース債務	1
未払金	9,144
未払収益分配金	1
未払償還金	0
未払手数料	9,070
その他未払金	72
未払費用	11,298
未払法人税等	2,382
未払消費税等	※2 1,043
契約負債	1
賞与引当金	943
役員賞与引当金	28
流動負債計	25,158
固定負債	
リース債務	1
退職給付引当金	2,775
時効後支払損引当金	53
固定負債計	2,830
負債合計	27,988
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	59,040
利益準備金	123
その他利益剰余金	58,917
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	27,237
株主資本計	80,593
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	80,593
負債・純資産合計	108,581

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		57,558	
運用受託報酬		8,464	
投資助言報酬		1,065	
その他営業収益		12	
	営業収益計		67,100
営業費用			
支払手数料		25,227	
広告宣伝費		116	
調査費		20,339	
調査費		7,529	
委託調査費		12,810	
委託計算費		155	
営業雑経費		343	
通信費		18	
印刷費		219	
協会費		33	
諸会費		28	
支払販売手数料		42	
	営業費用計		46,182
一般管理費			
給料		5,333	
役員報酬		92	
給料・手当		5,213	
賞与		27	
交際費		35	
寄付金		11	
旅費交通費		143	
租税公課		312	
不動産賃借料		600	
退職給付費用		216	
固定資産減価償却費	※1	688	
福利厚生費		29	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		943	
役員賞与引当金繰入額		28	
機器リース料		0	
事務委託費		1,793	
事務用消耗品費		29	
器具備品費		0	
諸経費		92	
	一般管理費計		10,260
営業利益			10,657

(単位：百万円)

	第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	323	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	2	
金銭の信託運用益	318	
雑収入	2	
時効後支払損引当金戻入額	9	
	営業外収益計	681
営業外費用		
投資信託償還損	0	
	営業外費用計	0
経常利益		11,339
特別利益		
固定資産売却益	0	
	特別利益計	0
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	523	
	特別損失計	524
税引前中間純利益		10,815
法人税、住民税及び事業税		2,296
法人税等調整額		804
法人税等合計		3,100
中間純利益		7,715

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962
当中間期変動額							
剰余金の配当							△11,440
中間純利益							7,715
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,724
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,237

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	62,765	84,318	△0	△0	84,318
当中間期変動額					
剰余金の配当	△11,440	△ 11,440			△ 11,440
中間純利益	7,715	7,715			7,715
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	△3,724	△3,724	0	0	△3,724
当中間期末残高	59,040	80,593	△0	△0	80,593

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる</p>

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第41期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)												
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">建物</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">…</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">794百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td></td> <td style="text-align: right;">763百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td></td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> </table>	建物	…		794百万円	器具備品	…		763百万円	リース資産	…		6百万円
建物	…		794百万円										
器具備品	…		763百万円										
リース資産	…		6百万円										
※2. 消費税等の取扱い	<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p>												

(中間損益計算書関係)

項目	第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)								
※1. 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">有形固定資産</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">…</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">161百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td></td> <td style="text-align: right;">526百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	…		161百万円	無形固定資産	…		526百万円
有形固定資産	…		161百万円						
無形固定資産	…		526百万円						

(中間株主資本等変動計算書関係)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第41期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	31,531	31,531	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	0	0	—
資産計	31,532	31,532	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	31,531	—	31,531
投資有価証券				
その他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,532	—	31,532

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。  
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 (その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,514

(有価証券関係)

第41期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)			
1. 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式及び関連会社株式 (中間貸借対照表計上額3,514百万円) については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。			
2. その他有価証券			
区 分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	0	1	△0
小計	0	1	△0
合計	0	1	△0
(注) 非上場株式 (中間貸借対照表計上額182百万円) については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。			

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

## (企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

### 2. 企業結合日

2016年10月1日

### 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2025年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	50,436百万円
資産合計	50,436百万円
流動負債	－百万円
固定負債	897百万円
負債合計	897百万円
純資産	49,539百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額41,923百万円及び顧客関連資産の金額12,132百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,434百万円
経常利益	△3,434百万円
税引前中間純利益	△3,434百万円
中間純利益	△2,966百万円
1株当たり中間純利益	△74,157円45銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,528百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第41期中間会計期間  
(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

委託者報酬	56,524百万円
運用受託報酬	8,464百万円
投資助言報酬	1,065百万円
成功報酬（注）	1,034百万円
その他営業収益	12百万円
合計	67,100百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,014,834円17銭
1株当たり中間純利益金額	192,877円36銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益金額	7,715百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,715百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

委託会社は2025年5月14日付で100%子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd.を清算しました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約 款

追加型証券投資信託  
D I A M国内株式パッシブ・ファンド  
約款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」ということがあります。）受益証券に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

②原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持します。

③ただし、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

②株式への実質投資割合には制限を設けません。

③外貨建資産への投資は行いません。

④デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
D I A M国内株式パッシブ・ファンド  
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的、金額および限度額>

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の分割および再分割>

第5条 委託者は、第3条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<受益権の取得申込の勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第5条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

<受益権の設定に係る受託者の通知>

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および取得価額等>

第12条 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口以上1口単位または1円以上1円単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。また、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

- ②第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③受益権の取得価額は、取得申込日（午後2時00分までに取得申込みの受付が完了したものに限り、但し、取得申込日が半休日の場合は午前10時00分までに取得申込みの受付が完了したものに限り、）の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第16条 委託者は、信託金を主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みま

す。)

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
  15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。
    1. 預金
    2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
    3. コール・ローン
    4. 手形割引市場において売買される手形
    5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
    6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### <利害関係人等との取引等>

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条、第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うこと

ができます。

- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条、第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### <運用の基本方針>

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <投資する株式等の範囲>

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずるものとして市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ②前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

#### <信用リスク集中回避のための投資制限>

第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <信用取引の指図範囲>

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### <先物取引等の運用指図>

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### <スワップ取引の運用指図>

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### <金利先渡取引の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### <デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第23条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### <有価証券の貸付の指図および範囲>

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する

公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### <信託業務の委託等>

第25条 受託者は委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### <混蔵寄託>

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### <信託財産の登記等および記載等の留保等>

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### <一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第28条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### <再投資の指図>

第29条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### <資金の借入れ>

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入れ額は借入指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <損益の帰属>

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### <受託者による資金の立替え>

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第33条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年10月13日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告>

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の額および支弁の方法>

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額
  2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの信託財産に属する品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に100分の50未満の率を乗じて得た額
- ②前項各号の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めるものとします。
- ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### <収益の分配方式>

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項第1号および第2号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第38条 受託者は、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第41条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第39条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

<収益分配金および償還金の時効>

第40条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<信託契約の一部解約>

第41条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解

約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日（午後2時00分までに一部解約請求の受付が完了したものに限り、ただし、一部解約請求受付日が半休日の場合は午前10時00分までに一部解約請求の受付が完了したものに限り、なお、一部解約請求の受付が前記の時刻を経過した場合、翌営業日の受付とします。）の基準価額とします。
- ④一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### <信託契約の解約>

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

#### <信託契約に関する監督官庁の命令>

第43条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

#### <委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議が否決された場合を除き、

当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更等>

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

<公告>

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用状況にかかる情報の提供>

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱い>

第52条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第53条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年1月30日（信託契約締結日）

委託者	D I AMアセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

親投資信託  
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド  
約款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
- 3) 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4) 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5) 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。
- 6) 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 7) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
- 4) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 5) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。